

○総理府令第三十号
大蔵省

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第一百七号）の施行に伴い、並びに証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、証券投資信託法施行規則（昭和二十八年大蔵省令第六十八号）の全部を改正する命令を次のように定める。

平成十年十一月二十四日

内閣総理大臣 小渕 恵三

大蔵大臣 宮澤 喜一

証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 証券投資信託制度

第一節 証券投資信託（第四条）

第二節 証券投資信託委託業の認可等（第五条―第十三条）

第三節 証券投資信託委託業者の業務等（第十四条―第四十三条）

第四節 証券投資信託委託業者の監督（第四十四条―第四十九条）

第三章 外国証券投資信託（第五十条―第五十六条）

第四章 証券投資法人制度

第一節 証券投資法人（第五十七条―第九十七条）

第二節 証券投資法人の登録等（第九十八条―第一百六条）

第三節 証券投資法人の業務等（第一百七条―第二百二十二条）

第四節 証券投資法人の監督（第二百二十三条―第二百二十八条）

第五章 外国証券投資法人（第二百二十九条―第二百三十二条）

第六章 雑則（第三百三十三条―第三百三十五条）

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この命令において、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「証券投資信託委託業」、「証券投資信託」、「投資主」、「運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国証券投資信託」又は「外国証券投資法人」とは、それぞれ証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、証券投資信託委託業、証券投資信託委託業者、証券投資法人、登録証券投資法人、投資口、投資証券、投資主、運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国証券投資信託又は外国証券投資法人をいう。

- 2 この命令において「信託契約」とは、法第四条に規定する信託契約をいう。
- 3 この命令において「信託財産」とは、法第十四条に規定する信託財産をいう。
- 4 この命令において「受託会社」とは、法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。
- 5 この命令において「信託約款」とは、法第二十六条第一項に規定する信託約款をいう。
- 6 この命令において「役員会」とは、法第一百五条に規定する役員会をいう。
- 7 この命令において、「清算執行人」又は「清算監督人」とは、それぞれ法第百五十一条に規定する清算執行人又は清算監督人をいう。

(訳文の添付)

第二条 法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令（以下「令」という。）又はこの命令の規定により内閣総理大臣、金融監督庁長官、大蔵大臣又は財務局長若しくは福岡財務支局長に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

(外国通貨の換算)

第三条 法、令又はこの命令の規定により作成し、内閣総理大臣、金融監督庁長官、大蔵大臣又は財務局長若しくは福岡財務支局長に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた換算率を付記しなければならない。ただし、これらを付記することが困難な場合は、この限りでない。

第二章 証券投資信託制度

第一節 証券投資信託

(受益証券の記載事項)

第四条 法第五条第六項第九号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における当該委託の内容
- 二 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又

は償還を行うことはない旨の表示

イ 有価証券については次に掲げるものに限り投資として運用することとされているもの（以下

「公社債投資信託」という。）

- (1) 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券

- (2) 証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で(1)に掲げる有価証券の性質を有するものの

- (3) 証券取引法第二条第一項第十号に掲げる有価証券

- (4) 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条に規定する有価証券

- (5) 証券取引法施行令第一条の三に規定する権利及び証券取引法第二条第二項第二号に規定する権利

- (6) 証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物

ロ その受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とするもの（以下「マザー信託」という。）

ハイ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の信託約款に別段の定めのあるもの

第二節 証券投資信託委託業の認可等

（証券投資信託委託業の認可を受けようとする外国法人の国内における主たる営業所及び代表者）

第五条 法第六条の認可を受けようとする者が外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人であるときは、法第八条第一項第二号に掲げる事項の記載に当たっては、同号に規定する営業所のうち当該法人が国内における証券投資信託委託業の本拠として定めたもの（以下「国内における主たる営業所」という。）を明示しなければならない。

2 法第六条の認可を受けようとする者が外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人であるときは、法第八条第一項第三号に掲げる事項の記載に当たっては、商法（明治三十二年法律第四十八号）に規定する代表者を明示しなければならない。

（証券投資信託委託業の認可に当たり審査の対象となる使用人）

第六条 令第三条第一号及び第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該認可を受けようとする者の証券投資信託委託業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

（証券投資信託委託業の認可申請書の様式）

第七条 法第六条の認可を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した認可申請書及びその添付書類を、金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

（業務方法書の記載事項等）

第八条 法第八条第二項に規定する業務の方法を記載した書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 締結しようとする信託契約の種類、運用方針及び収益の分配方針
- 二 業務運営の基本原則
- 三 業務執行の方法に関する事項

四 業務関係の組織に関する事項

五 取引関係にある会社に関する事項

六 自ら設定する証券投資信託の受益証券の募集等（法第二十七条に規定する募集等をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、当該受益証券の募集等に関する事項

七 証券投資信託協会（法第五十条第一項に規定する証券投資信託協会をいう。）に加入する場合にあつては、当該加入に関する事項

2 法第八条第二項に規定する信託契約締結に関する計画書は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

（証券投資信託委託業の認可申請書の添附書類）

第九条 法第八条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 理由書

二 取締役及び監査役（これらに類する役職にある者を含む。以下同じ。）並びに令第三条に規定

する使用人（以下「重要な使用人」という。）の住民票の抄本（当該取締役若しくは監査役又は重要な使用人が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面

三 取締役及び監査役並びに重要な使用人が法第九条第二項第六号イ及びロに該当しない旨の市町村（東京都の特別区を含む。）の長の証明書（当該取締役若しくは監査役又は重要な使用人が外国人である場合を除く。）

四 別紙様式第三号により作成した取締役及び監査役並びに重要な使用人が法第九条第二項第六号ハからヲ（当該取締役若しくは監査役又は重要な使用人が外国人の場合には、法第九条第二項第六号イからヲ）までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 別紙様式第四号により作成した取締役及び監査役並びに重要な使用人の履歴書

六 受益証券の募集の取扱い等（法第三十四条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。以下同じ。）を行う証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項

に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）との間の契約の概要を記載した書面

七 収益金、解約金及び償還金の支払を行う証券会社又は登録金融機関との間の契約の概要を記載した書面

八 業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度（第十一条において「収支見込み対象期間」という。）における別紙様式第五号により作成した証券投資信託委託業者としての業務の収支及び純資産額（貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た金額をいう。第十一条及び第二十九条において同じ。）の見込みを記載した書面、業務の計画書及びこれらの根拠を記載した書面

九 認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表

十 別紙様式第六号により作成した法第六条の認可を受けようとする者の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その所有する株式の数又は出資の額等を記載した書面

十一 国内における募集の体制（自ら設定する証券投資信託の受益証券の募集等（以下「直接募集」という。）を行う場合にあっては、その方策等を含む。）を記載した書面

十二 法第六条の認可を受けようとする者の人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書面

2 証券投資信託委託業以外の事業を現に営んでいる者が、法第六条の認可を受けようとする場合には、法第八条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、前項各号に掲げる書類のほか、当該法第六条の認可を受けようとする者が現に営んでいる事業の沿革及び内容並びに最近の三営業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類とする。

（証券投資信託委託業の認可に係る予備審査）

第十条 法第六条の認可を受けようとする者は、法第八条第二項及び前三条に定めるところに準じた書類を金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

（審査の具体的基準）

第十一条 内閣総理大臣は、法第八条第一項の規定による認可の申請が法第九条第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 法第九条第一項第一号に規定する財産的基礎及び収支の見込みについては、申請者が次に定め

る要件を満たすものであること。

イ 資本の額が令第四条第一項に規定する額以上であること。

ロ 認可申請時における収支の見込みによれば、純資産額が、収支見込み対象期間を通じて一億円を下回らない水準に維持されると見込まれること。

ハ 認可申請時における収支の見込みによれば、収支見込み対象期間内に当期純損益の黒字が見込まれること。

ニ 認可を受けた日から六月以内に証券投資信託の委託者となり、かつ、当該証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関が存在することが見込まれること。

二 法第九条第一項第二号に規定する証券投資信託委託業を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験並びに十分な社会的信用については、申請者が次に定める要件を満たすものであること。

イ 経営体制、信託財産の運用の指図に係る業務運営体制、直接募集を行う場合にあってはその体制、人事管理、経営管理、信託財産に係る計算及びその審査並びに信託財産の運用の指図そ

の他に関する内部検査等の社内管理体制の状況から、十分な業務執行を行い得る能力を備えていると認められること。

ロ 信託財産の運用の指図を行う者及び直接募集を行う者として、有価証券の運用その他の有価証券に関する十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。

ハ 信託財産の計算の事務を行う者（信託財産の計算事務を第三者に委託して行う場合にあつては、当該第三者を含む。）として、当該事務に関する十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。

ニ 法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する命令（昭和四十年大蔵省令第六十号）第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。）について、その管理責任者、管理規則及び管理体制が適切になされていると認められること。

ホ 経営者が、その経歴、業務を遂行するに当たつての能力等に照らして証券投資信託委託業者としての業務を公正かつ的確に遂行するのに十分な資質を有していること。

（令第七条に規定する使用人）

第十二条 令第七条第一号及び第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法に相当する外国の法令により当該外国において証券投資信託委託業に相当する業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

2 令第七条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十年法律第七十四号。以下「投資顧問業法」という。）に相当する外国の法令により当該外国において投資顧問業（同法第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。以下同じ。）に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

（揭示すべき標識の様式）

第十三条 法第十一条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める様式は、別紙様式第七号によるものとする。

第三節 証券投資信託委託業者の業務等

（承認申請の手続）

第十四条 証券投資信託委託業者は、法第十三条、法第十五条第一項ただし書、法第十九条第一項ただし書、法第四十五条第四項及び法第四十七条第三項の規定による承認を受けようとするときは、別表第一上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した承認申請書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融監督庁長官に提出しなければならない。

（取締役の兼職承認の基準）

第十五条 金融監督庁長官は、法第十三条の規定による承認の申請があったときは、次のいずれかに該当する場合に限り承認するものとする。

- 一 常務に従事しようとする他の会社が、当該取締役が従事する証券投資信託委託業者の委託を受けてその事務の一部を遂行する会社又は当該証券投資信託委託業者が海外において設立した法人（これらの法人に準ずるものを含む。）であり、かつ、これらの法人が別法人となった理由が当該証券投資信託委託業者の経営の合理化その他合理的な理由によるものであると認められる場合
- 二 常務に従事しようとする他の会社が、証券投資信託委託業者の経営方針及び当該他の会社との

業務提携の内容等から判断して当該取締役が兼職することに相当の理由があると認められる場合

三 営もうとする事業が、当該取締役以外の者では事業継続が困難であり、かつ、主として当該取締役の家族又はその使用人によって営まれるものであって、当該取締役が重要な事項についての指示すれば足りるものと認められる場合

四 前三号に掲げる場合を除くほか、当該取締役の証券投資信託委託業者における業務に支障を来すおそれがないと認められる場合であって、かつ、特に必要があると認められる場合

2 法第十三条の規定による承認を受けた取締役は、その従事する職務又はその営んでいる事業の内容を変更しようとするときは、同条の規定による承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

一 代表権の有無について異動がある場合

二 新たに会長、社長、副社長、専務取締役若しくは常務取締役の地位に就いた場合又はこれらの地位について異動がある場合

三 取締役の担当する職務について変更がある場合

四 使用人を兼務している取締役がその兼務を解かれた場合、又は新たに使用人を兼務する取締役となった場合（使用人として担当している職務の内容について変更する場合を含む。）

五 当該承認に係る会社の商号について変更がある場合

3 法第十三条の規定による承認を受けた取締役は、前項各号に規定する職務又は事業の内容に変更があった場合には、異動前後の職務の内容等を記載した書面を、遅滞なく、金融監督庁長官に提出しなければならない。

（信託財産相互間において行える取引）

第十六条 令第九条に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一 他の信託財産からの有価証券等（法第十五条第一項第三号に規定する有価証券等をいう。以下第四十二条を除き同じ。）の取得その他これに類する取引の指図が、当該有価証券等の取得その他これに類する取引の指図に係る特定の信託財産の運用にとって積極的に望ましいものであること。

二 他の信託財産への有価証券等の売却その他これに類する取引の指図が、当該有価証券等の売却その他これに類する取引の指図に係る特定の信託財産について、次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

イ 当該特定の信託財産に係る証券投資信託の信託契約の終了に伴い有価証券等の売却その他これに類する取引を行うものである場合

ロ 当該特定の信託財産に係る証券投資信託の信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に応ずるため有価証券等の売却その他これに類する取引を行うものである場合

ハ 当該特定の信託財産に組み入れられる一の有価証券等の銘柄について法令の規定又は信託約款に基づく投資限度を超えるおそれがある場合に当該有価証券等の売却その他これに類する取引を行うものである場合

三 当該証券投資信託委託業者が、通常、取引を行っている市場において当該有価証券等の取引を行うこと。

四 債券に係る取引は、証券取引所（証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、こ

れに類似する外国に所在するものを含む。以下同じ。）に上場されている債券については、当該証券取引所（当該債券が二以上の証券取引所に上場されている場合には、当該債券が主として取引されている証券取引所とする。以下同じ。）の開設する取引所有価証券市場（同条第十二項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）における市場の価格により、当該価格がないとき又は債券が上場されていないときは、それぞれ適正な価格により行われるものであること。

（運用の指図に係る禁止行為）

第十七条 法第十五条第一項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第五号及び第六号の規定は、当該信託財産に係る受益証券の取得の申込みの勧誘が私募（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）により行われたものである場合には、適用しない。

一 その運用の指図を行う信託財産に係る受益者以外の者の利益を図るため、当該信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること（法第十五条第一項

第二号から第四号まで並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる行為に該当する場合を除く。

）。

二 他人から不当な制限又は拘束を受けて有価証券等の売買その他の取引を行うことを受託会社に指図し、又は指図しないこと。

三 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高を増加させ、又は作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。

四 その運用の指図に当たって、有価証券等の売買その他の取引の注文を証券会社又は登録金融機関に行った後で当該注文に係る信託財産を特定すること。

五 一の信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる額が当該信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とする。）並びにハ並びにニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続することを受託会社に指図すること。

イ 当該信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第三号に掲げる取引（海外金融先物市場（同条第八項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）におけるこれと類似の取引を含む。）をいう。ロにおいて同じ。）及び有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、同条第五項第二号に掲げる取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいう。以下同じ。）をいう。ロにおいて同じ。）の売付約定に係るものを除く。）

ロ 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一つ又は複数の有価証券若しくは有価証券指数又はこれと類似のものをいう。）の時価とその行使価格との差額であつて当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であつて評価損となるもの

ハ 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

ニ 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券又は証書（証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションを表示する証券又は証書をいう。以下同じ。）に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

六 一の信託財産に係る私募有価証券等の額の合計額が当該信託財産の純資産総額に百分の十五を乗じて得られる額を超えることとなる場合に、当該信託財産をもって私募有価証券等を取得することを受託会社に指図すること。

2 前項ただし書の規定は、マザー信託であって、そのマザー信託の受益証券を取得することを目的とする他の証券投資信託の受益証券の取得の申込みの勧誘が募集（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。）により行われているものについては、適用しない。

3 第一項第五号及び第六号に規定する純資産総額とは、信託財産に係る信託勘定元帳に計上された資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益（有価証券（有価証券先物取引（証券取

引法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。）及び有価証券先渡取引（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先渡取引をいう。以下同じ。）に係る有価証券を除く。）の評価額と当該有価証券の帳簿価額との差額をいい、証券取引所に上場されている割引債券については、当該差額から未収利息相当額を控除した額（評価損の場合には未収利息相当額を加えた額）をいう。）及び先物取引等評価損益を加減した額（邦貨建資産に加え外貨建資産を信託財産として取得する証券投資信託にあっては、さらに外国投資勘定評価損益（外貨建資産について有価証券評価損益及び先物取引等評価損益に準じて算出した邦貨建の額をいう。）及び為替評価損益（買入為替勘定又は売り為替勘定の帳簿価額と評価額との差額をいう。）を加減した額）をいう。

4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等は、次に掲げる取引をいう。

- 一 選択権付債券売買
- 二 有価証券先物取引
- 三 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引
- 四 有価証券指数等先物取引

- 五 有価証券オプション取引
- 六 外国市場証券先物取引
- 七 有価証券先渡取引
- 八 有価証券店頭指数等先渡取引
- 九 有価証券店頭オプション取引
- 十 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 十一 金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する金融先物取引をいう。以下同じ。）
- 十二 海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引
- 十三 店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第五項に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）
- 十四 スワップ取引（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の二第七号に規定するスワップ取引をいう。以下同じ。）
- 十五 金利先渡取引（銀行法施行規則第十三条の二第一号に規定する金利先渡取引をいう。以下同

じ。)

十六 為替先渡取引（銀行法施行規則第十三条の二第二号に規定する為替先渡取引をいう。以下同じ。）

十七 新株引受権を表示する証券又は証書に係る取引

十八 オプションを表示する証券又は証書に係る取引

5 第一項第五号及び第三項に規定する先物取引等評価損益は、個別の有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、金融先物取引若しくは海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引に係る取引対象の評価額と当該取引対象の帳簿価額との差額又は個別の有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引若しくは為替先渡取引における当事者が決済日における金銭の受渡額を計算する基準として定めた価格水準、指数、利率水準、為替相場その他の指標（以下この項において「指標」という。）の当該取引に係る決済日における

数値が現在における当該指標の数値と同一である場合に当該取引に係る決済日において受け渡すこととなる額とする。

6 第一項第六号に規定する私募有価証券等とは、次に掲げる有価証券及び資産をいう。

一 私募（外国において私募に相当するものを含む。）により発行されたもの（マザー信託の受益証券を除く。）

二 株券、新株引受権証券及び新株引受権証書（外国法人の発行した証券又は証書でこれらの証券又は証書の性質を有するものを含む。）のうち、イ及びロのいずれにも該当しないもの（前号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ 証券取引所に上場されている有価証券（以下「取引所上場有価証券」という。）

ロ 店頭売買有価証券（証券取引法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいい、外国においてこれと同様に取引扱われているものを含む。以下同じ。）

三 前二号に掲げるもののほか、これらに類する流動性の乏しい資産として金融監督庁長官が指定したもの

(関係親法人等又は他の法人等に準ずる者)

第十八条 令第十条第一号イの(4)に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、令第十条第一号イの(4)に規定する関係親法人等の発行済株式(議決権のあるものに限る。以下同じ。)の総数又は出資(議決権のあるものに限る。以下同じ。)の総額の百分の五十を超える株式(議決権のあるものに限る。以下同じ。)又は出資を一の法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は当該法人等及びその関係子法人等(令第十条第一号イの(6)に規定する関係子法人等をいう。次項において同じ。)が自己又は他人(仮設人を含む。以下同じ。)の名義をもって所有している場合における当該法人等とする。

2 令第十条第一号イの(6)に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、関係子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等とする。

(受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額)

第十九条 令第十条第三号に規定する募集の取扱い等を行う受益証券に係る証券投資信託の信託の元

本の合計額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額は、当該受益証券の募集の取扱い等を行う者が直近二営業年度においてこれらの行為を行った受益証券に係る証券投資信託の信託の元本の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第十条第三号に規定する当該証券投資信託委託業者が設定する証券投資信託の信託の元本の合計額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額は、当該証券投資信託委託業者が直近二営業年度において設定した証券投資信託の信託の元本の合計額の一営業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第二十条 法第十五条第二項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、証券投資信託委託業者の法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等である証券会社又は登録金融機関が有価証券の募集、売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該証券会社又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社又は登録金融機関

の要請を受けて当該有価証券を信託財産をもって取得し、又は買い付けることを受託会社に指図する行為とする。

（同一の法人の発行する株式の取得割合）

第二十一条 法第十六条第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める率は、百分の五十とする。

（届出の手続）

第二十二条 証券投資信託委託業者は、法第十八条第二項、法第二十四条第一項及び第二項、法第二十六条第一項、法第二十九条、法第三十一条並びに法第三十八条第一項及び第三項の規定による届出をするときは、別表第二上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融監督庁長官に提出しなければならない。

（証券業を兼業する場合の認可申請の手続及び認可申請書の添付書類）

第二十三条 法第十八条第三項の認可を受けようとする証券投資信託委託業者は、同条第四項に規定する認可申請書及びその添付書類を金融監督庁長官に提出しなければならない。

2 法第十八条第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 理由書

二 証券業の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度における証券業の収支の見込み及びその根拠を記載した書面

三 認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表

四 証券業に係る人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書面

(証券業の兼業に係る認可基準)

第二十四条 金融監督庁長官は、法第十八条第三項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 証券業に係る収支の見込みが良好なものであること。

二 証券業を行う部門と証券投資信託委託業を行う部門が明確に分離されていること。

三 証券投資信託委託業の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと。

(他の兼業業務に係る変更承認等)

第二十五条 証券投資信託委託業者は、法第十九条第一項ただし書の規定による承認を受けた業務(

以下この条において「他の兼業業務」という。）について、その内容を変更しようとするときは、同項ただし書の承認を受けなければならない。

2 他の兼業業務に係る承認を受けた証券投資信託委託業者は、営業年度ごとに当該他の兼業業務の取扱い状況を記載した書面を作成し、営業年度経過後三月以内に金融監督庁長官に提出しなければならない。

（証券業を兼業する場合の禁止行為）

第二十六条 法第二十一条第一項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、証券業を営んでいる証券投資信託委託業者が証券会社として有価証券の募集、売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が証券会社である当該証券投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を信託財産をもって取得し、又は買い付けることを受託会社に指図する行為とする。

（指図行使すべき株主権等）

第二十七条 法第二十二条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める株主の権利は、商法第二百

八十条ノ十、第三百四十九条第一項、第三百八十条第一項、第四百八条ノ三第一項及び第四百十五
条第一項の規定に基づく株主の権利とする。

2 令第十三条第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める投資主の権利は、法第四百四十一条にお
いて準用する商法第三百四十九条第一項の規定に基づく権利、法第四百四十二条第一項において準用
する商法第三百八十条第一項の規定に基づく権利並びに法第五百五十条第一項において準用する商法
第四百八条ノ三第一項及び第四百十五条第一項の規定に基づく投資主の権利とする。

3 令第十三条第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める優先出資者の権利は、協同組織金融機
関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下この号において「優先出資法」という
。）第六条及び第十四条において準用する商法第二百八十条ノ十の規定に基づく権利並びに優先出
資法第二十一条第二項において準用する商法第四百四条第一項及び第三百八十条第一項の規定に基づ
く優先出資者の権利とする。

4 令第十三条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める優先出資社員の権利は、特定目的会社
による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この号において「資産流動化

法」という。）第四十九条において準用する商法第二百八十条ノ十の規定に基づく権利及び資産流動化法第百十八条第三項において準用する商法第三百八十条第一項の規定に基づく優先出資社員の権利とする。

（業務の方法等の変更に係る認可申請の手続）

第二十八条 証券投資信託委託業者は、法第二十三条の認可を受けようとするときは、別表第三上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した認可申請書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融監督庁長官に提出しなければならない。

（業務の方法等の変更に係る認可基準）

第二十九条 金融監督庁長官は、法第二十三条の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 業務の方法の変更の認可 その変更が業務の公正かつ的確な遂行に資するものであると認められること。

二 資本の額の減少の認可 次に掲げるすべての基準を満たすものであること。

イ 資本の額の減少により、業務の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと。

ロ 資本の額の減少が、欠損を解消するために行う場合その他経営維持のためやむを得ない事由によるものであること。

ハ 減資後の資本の額が令第四条第一項に規定する額以上であること。

ニ 減資後の純資産額が、減資をした日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度において一億円を下回らない水準に維持されると認められること。

(信託約款の記載事項)

第三十条 法第二十五条第十四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 証券投資信託委託業者の営業の全部又は一部の譲渡に関する事項
- 二 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する事項
- 三 元本の追加信託をすることができる証券投資信託における信託の元本の追加に関する事項
- 四 信託契約の一部解約に関する事項

五 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における当該委託の内容

六 当該信託約款に係る受益証券の募集が、証券取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するときは、その旨

（直接募集に係る取引報告書の記載事項等）

第三十一条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第四により作成しなければならない。

2 法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、受益証券から生ずる収益金をもって当該受益証券に係る証券投資信託の受益証券を新たに取得する場合であつて、当該受益証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

（直接募集に係る禁止行為）

第三十二条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する総理府令

・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 直接募集に係る取引に関し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 直接募集に係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

（直接募集に係る事故）

第三十三条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する総理府令・

大蔵省令で定めるものは、直接募集に係る取引につき、証券投資信託委託業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（次条及び第三十六条において「代表者等」という。）が、当該証券投資信託委託業者の直接募集の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。

三 イからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 受益証券に係る証券投資信託の商品内容

ロ 取引の条件

ハ 受益証券の価格の騰貴又は下落

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

五 その他法令に違反する行為を行うこと。

（直接募集に係る金融監督庁長官の事故確認が不要の場合）

第三十四条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する総
理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五条に定めるものを除く。第
百十一条において同じ。）が成立している場合

三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条に定める調停が成立している場合又

は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 証券投資信託委託業者の代表者等が前条第四号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合

2 証券投資信託委託業者は、前項第四号の規定に該当する場合の事故について、金融監督庁長官の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第三十六条に定める事項について、金融監督庁長官に報告しなければならない。

（直接募集に係る金融監督庁長官への事故確認の申請手続）

第三十五条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融監督庁長官に提出しなければならない。

(直接募集に係る確認申請書の記載事項)

第三十六条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令・

大蔵省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 証券投資信託委託業者の商号及び本店の所在地(外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人である証券投資信託委託業者(以下「外国法人である証券投資信託委託業者」という。))の場合は、国内における主たる営業所の所在地)並びに代表者(外国法人である証券投資信託委託業者にあつては、国内における代表者)の氏名

二 事故となる行為に関係した代表者等の氏名及び部署の名称

三 顧客の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所)

四 事故の概要

五 提供しようとする財産上の利益の額

六 その他金融監督庁長官の定める事項

(直接募集に係る確認申請書の添付書類)

第三十七条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令・

大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類。ただし、当該確認申請書が法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。

二 その他参考になる資料

(信託約款の重大な内容の変更)

第三十八条 法第三十条第一項に規定する信託約款の変更の内容が重大なものとして総理府令・大蔵省令で定めるものは、法第二十五条第二号、第五号から第十二号まで及び第三十条各号に掲げる事項の変更であつて、当該信託約款に係る証券投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、法第二十五条第六号に掲げる信託の運用に関する事項については、次に掲げる事項とする。

一 運用方針

二 運用方法

三 資産運用の対象とする有価証券その他の投資対象についての種類、銘柄若しくは通貨ごとの保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる銘柄の範囲に係る制限その他の運用の制限で、当該変更が当該信託約款に係る証券投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

四 新たな有価証券その他の投資対象の追加又は既に投資対象としている有価証券その他の投資対象の廃止で、当該変更が当該信託約款に係る証券投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

五 投資を行うべき新たな有価証券市場の追加又は既に投資を行っている有価証券市場の廃止で、当該変更が当該信託約款に係る証券投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、その変更の内容が当該信託約款に係る証券投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

2 前項に規定する変更をしようする信託約款が、その変更の時点において、受益者が当該信託約款

に係る証券投資信託の一部解約の申込みを行うことができないものとされている場合には、証券投資信託委託業者は、適切な措置を講じなければならない。

（信託約款の変更の公告等）

第三十九条 法第三十条第一項に規定する信託約款の変更に係る公告及び当該信託約款の変更に係る書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 当該信託約款に係る証券投資信託の名称

二 変更の理由

三 変更の内容

四 変更の年月日

五 前条第二項に規定する場合において講じた措置の内容

2 前項に規定する信託約款の変更に係る公告は、当該信託約款の変更をしようとする日の三十日前までに行わなければならない。

（信託契約の解約の公告等）

第四十条 法第三十二条第一項に規定する信託契約の解約に係る公告及び当該信託契約の解約に係る書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 当該信託契約に係る証券投資信託の名称

二 解約の理由

三 解約の年月日

2 前項に規定する信託契約の解約に係る公告は、当該信託契約の解約をしようとする日の三十日前までに行わなければならない。ただし、当該信託契約の解約をしようとする信託財産の状態に照らし、やむを得ない事情が生じている場合であつて、その公告を三十日前までに行うことが困難な場合は、この限りでない。

（運用報告書の記載事項）

第四十一条 法第三十三条に規定する信託財産についての運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該信託財産の計算期間中における運用の経過

二 運用状況の推移

三 組入株式又は組入マザー信託の受益証券につき、銘柄ごとに、当該信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日及び当該信託財産の計算期間の末日（以下この条において「当期末」という。）

（現在における株数又は口数並びに当期末現在における時価総額

四 当該信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額又はマザー信託の設定、解約の総口数及び総額

五 組入公社債につき、種類ごとに、当期末現在における時価総額及び当該信託財産の計算期間中における売買総額

六 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金融先物取引、海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引につき、それぞれの種類ごとに、当期末現在

における取引契約残高又は取引残高及び当該信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

七 当期末現在における組入株式、組入新株引受権証券、組入公社債、組入マザー信託の受益証券、コール・ローン等のそれぞれの総額の信託財産総額に対する比率

八 当期末現在における資産、負債、元本及び受益証券の基準価額の状況並びに当該信託財産の計算期間中の損益の状態

九 当期末現在における組入有価証券につき、貸付けを行っている有価証券の種類ごとに、総株数及び券面総額

十 コール・ローンを除く当期末現在における金銭の貸付残高並びに主な貸付け先の氏名又は名称及び住所

十一 当該信託財産の計算期間中における法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人等に支払われた売買委託手数料の総額

十二 証券投資信託委託業者が証券業を営んでいる場合にあっては、当該信託財産の計算期間中に

における証券会社である証券投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該証券投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額

十三 当該信託財産に係る信託契約期間が終了した場合には、別紙様式第八号により作成した信託財産運用総括表

2 前項第八号に掲げる事項は、その要旨を記載することができる。ただし、信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

3 第一項各号に掲げる事項の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、信託財産の状況を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

4 証券投資信託委託業者は、信託財産の計算期間の終了後又は次条に定める期間の終了後及び信託契約期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産についての運用報告書を作成しなければならない。

5 証券投資信託委託業者は、信託財産についての運用報告書を作成した場合には、当該運用報告書を、遅滞なく、金融監督庁長官に提出しなければならない。

（信託財産運用報告書の作成等の期間）

第四十二条 法第三十三条に規定する総理府令・大蔵省令で定める信託財産及び期日は、次の各号に掲げる信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- 一 その計算期間が六月未満の信託財産（次号に該当するものを除く。） 六月
- 二 その計算期間が一日の信託財産であつて、かつ、当該信託財産に係る信託約款に次に掲げる事項が記載されている公社債投資信託 一年

イ 第四条第二号イに掲げる有価証券以外の資産への投資としての運用が、預金、手形、指定金銭信託及びコール・ローンに限られていること。

ロ 当該信託財産の運用の対象となる有価証券、預金、手形、指定金銭信託及びコール・ローン（以下この号において「有価証券等」という。）は、償還又は満期までの期間（以下この号において「残存期間」という。）が一年を超えないものであつて、一以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する省令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この号において同じ。）から同令第九条の三第四項ホに規定する特定格付（以下この号において「特定格付」という。）のうち、第三位以上の特定格付が付与され

た長期有価証券（発行から償還までの期間が一年以上の有価証券をいう。以下この号において同じ。）若しくは特定格付のうち第二位以上の特定格付が付与された短期有価証券（発行から償還までの期間が一年未満の有価証券をいう。以下この号において同じ。）又はこれらの特定格付が付与された有価証券と同等以上に安全に運用できるものであること。

ハ 当該信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間（一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得た合計額を、当該有価証券等の組入れ額の合計額で除した期間をいう。）が九十日を超えないこと。

ニ 当該信託財産の純資産総額（当該証券投資信託の受益証券の基準価額の基礎となった金額をいう。以下この号において同じ。）のうちに、一の法人等が発行し、又は取り扱う有価証券等（国債証券、政府保証債及び返済までの期間（貸付けを行う当該証券投資信託の受託者である会社が休業している日を除く。）が、五日以内のコール・ローン（以下この号において「特定コール・ローン」という。）を除く。）であって、二以上の指定格付機関から特定格付のうち第二位以上の特定格付が付与された長期有価証券及び特定格付のうち第一位の特定格付が付与

された短期有価証券並びにこれらの特定格付が付与された有価証券と同等以上に安全に運用できるもの（以下この号において「適格有価証券等」という。）の当該純資産総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、百分の五以下であること。

ホ 信託財産の純資産総額のうち到有価証券等（国債、政府保証債、特定コール・ローン及び適格有価証券等を除く。以下この号において同じ。）の当該純資産総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、百分の五以下であること。

ヘ 信託財産の純資産総額の中に一の法人等が発行し、又は取り扱う有価証券等の当該純資産総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、百分の一以下であること。

ト 信託財産の純資産総額の中に一の法人等が取り扱う特定コール・ローンの当該純資産総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

2 前項の場合における前条の適用については、これらの規定中「計算期間」とあるのは、「作成期間」と、「当期末」とあるのは、「当該作成期間の末日」とする。

（信託財産に関する貸借対照表及び損益計算書等の記載方法）

第四十三条 信託財産に関する貸借対照表、損益計算書及びその附属明細表の作成に当たっての記載

方法は、次に定めるところによる。

一 貸借対照表及び損益計算書は、信託財産及びその損益の状態を正確に判断することができるよう明りように記載しなければならない。

二 附属明細表は、信託財産及びその損益の状態並びに当該信託財産の状況を正確に判断することができるよう明りように記載しなければならない。

三 証券投資信託委託業者は、別紙様式第九号による貸借対照表、損益計算書及びその附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として記載すべきものは、次に掲げるものとする。

イ 有価証券明細表

ロ 第十七条第四項に規定する有価証券先物取引等（同項第一号、第十七号及び第十八号に掲げる取引を除く。）の契約額等、時価の状況表

ハ 為替予約取引の契約額等、時価の状況表

2 前項第三号ハに規定する為替予約取引は、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の接受を約する売買取引（金融先物取引法第二条第四項第一号及び第二号に掲げる取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）に該当するものを除く。）をいう。

第四節 証券投資信託委託業者の監督

（証券投資信託委託業者の帳簿書類）

第四十四条 法第三十六条第一項の規定により証券投資信託委託業者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 信託財産に関する帳簿書類で次に掲げるもの
- イ 信託勘定元帳
- ロ 分配収益明細簿
- ハ 信託財産明細簿
- ニ 受益証券台帳
- ホ 受益証券基準価額帳

へ 信託財産運用指図書

ト 委託者の運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託契約書

チ 委託者の運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託先との連絡票

二 証券投資信託委託業者の業務に関する帳簿書類で次に掲げるもの

イ 総勘定元帳（外国法人である証券投資信託委託業者にあつては、国内の営業所における総勘定元帳）

ロ 現金出納帳（外国法人である証券投資信託委託業者にあつては、国内の営業所における現金出納帳）

ハ 未収委託者報酬明細簿

ニ 未払収益分配金明細簿

ホ 未払償還金明細簿

ヘ 未払手数料明細簿

ト 一部解約報告書

チ 発注伝票

リ 毎年三月末現在の法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等の状況表

2 前項第一号に規定する信託財産に関する帳簿書類は、別表第五により作成し、当該信託財産の計算期間の終了後及び信託契約期間の終了後十年間これを保存しなければならない。

3 第一項第二号に規定する証券投資信託委託業者としての業務に関する帳簿書類は、別表第六により作成し、チ及びリに掲げる書類については、その作成後五年間これを保存しなければならない。

4 外国法人である証券投資信託委託業者にあつては、第一項各号に掲げる帳簿書類（以下この条において「法定帳簿」という。）は、国内における主たる営業所が作成し、これを保存しなければならない。

5 法定帳簿については、その方法が次に掲げる要件を満たすものであるときは、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）又は電子計算機により出力し作成するマイクロフィルム（電子計算機で処理したデータを入力し、高速度でマイクロフィルム上に縮小して直接人が読み取れる文字、数字等で出力する方式を用いるマイクロフ

フィルムをいう。)によって保存を行うことができる。

一 電磁的方法により記録された事項が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存され、かつ、電子計算機の処理システム上、電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができるようになっているとともに、記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の時期を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができるようになっていること。

二 マイクロフィルムによる保存については、その保存した内容の出力に当たり、出力画面上に整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにして保存しており、かつ、訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができ措置が採られている等により当該出力された事項が真正なものであることについて適切な管理がなされていること。

6 証券投資信託委託業者は、前項の規定により法定帳簿を保存する場合には、あらかじめ、保存しようとする法定帳簿その他法定帳簿の保存に関して必要な事項を記載した書面を金融監督庁長官に

届け出なければならない。

7 証券投資信託委託業者は、前項の規定による書面の届出をするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法定帳簿の保存に関する社内の管理規則

二 保存しようとする法定帳簿の見本

8 第六項の規定による届出に係る書面に変更があった場合には、遅滞なく、その変更の内容を記載した書面を金融監督庁長官に届け出なければならない。

（営業報告書の様式）

第四十五条 法第三十七条第一項に規定する営業報告書は、別紙様式第十号により作成しなければならない。

2 営業報告書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 別紙様式第十一号により作成した証券投資信託及び証券投資法人一覧表

二 別紙様式第十二号により作成した外部委託の状況表

三 別紙様式第十三号により作成した有価証券明細表

四 別紙様式第十四号により作成した資産償却の状況表

五 別紙様式第十五号により作成した未払収益分配金及び未払償還金明細表

六 別紙様式第十六号により作成した支払委託金明細表

七 別紙様式第十七号により作成した引当金明細表

八 株主又は出資者ごとの所有株式数又は出資の額及び当該所有株式数の発行済株式総数に対する割合又は当該出資の額の出資総額に対する割合が記載された当期末現在における株主又は出資者の明細簿

の明細簿

九 別紙様式第十八号により作成した証券投資信託委託業者の株式保有状況表

十 別紙様式第十九号により作成した常務に従事する取締役の兼職状況報告書

十一 外国法人である証券投資信託委託業者にあつては、その本国において作成される営業報告書

又はこれに代わる書類

(営業報告書の縦覧)

第四十六条 金融監督庁長官は、営業報告書のうち、投資者の秘密を害するおそれのある事項及び当該証券投資信託委託業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、投資者の保護に必要と認められる部分を、金融監督庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（営業報告書の提出期限の特例の承認の手続等）

第四十七条 外国法人である証券投資信託委託業者が、令第二十一条の規定により読み替えて適用される法第三十七条第一項の規定による承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 当該承認を必要とする理由

二 当該承認を受けようとする期間

2 前項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該承認申請書に記載された当該外国法人である証券投資信託委託業者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有することを証する書面

二 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての

法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 金融監督庁長官は、第一項の承認の申請があった場合において、当該外国法人である証券投資信託委託業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその営業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する営業年度（その日が営業年度開始後六月以内（直前の営業年度に係る営業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前の営業年度）から当該申請に係る第一項第一号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する営業年度の直前の営業年度までの営業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人である証券投資信託委託業者が毎営業年度経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融監督庁長官に提出することを条件として行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該営業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(廃業、解散等についての公告)

第四十八条 法第三十八条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 合併、合併及び破産以外の理由による解散、証券投資信託委託業の廃止、又は営業の全部若しくは一部を譲渡しようとする理由

二 合併、合併及び破産以外の理由による解散、証券投資信託委託業の廃止、又は営業の全部若しくは一部を譲渡しようとする年月日

三 信託契約の解約又は信託契約に関する業務の引継ぎを行う場合は、当該解約又は引継ぎに関する事項

四 直接募集を行っている場合は、当該直接募集に係る今後の取扱いに関する事項

(処分の公告の方法)

第四十九条 法第四十四条の規定による監督処分の公告は、官報によるものとする。

第三章 外国証券投資信託

(外国投資信託の発行者の代理人)

第五十条 外国証券投資信託の受益証券の発行者は、法第五十八条第一項又は法第五十九条において準用する法第二十九条若しくは法第三十一条の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて当該外国証券投資信託の受益証券の届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有する者を定めなければならない。

(外国証券投資信託の届出等)

第五十一条 外国証券投資信託の受益証券の発行者は、法第五十八条第一項の規定による届出をするときは、別紙様式第二十号により作成した外国証券投資信託に関する届出書を、金融監督庁長官に提出しなければならない。

2 法第五十八条第一項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 委託者の営業の全部又は一部の譲渡に関する事項

二 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する事項

三 委託者が運用の指図に係る権限を他の者に委託する場合における当該委託の内容

四 国内において募集の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関の名称

3 法第五十八条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該外国証券投資信託に関する届出書に記載された代表者が当該外国証券投資信託に係る法第五十八条第一項の規定による届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二 当該外国証券投資信託の受益証券の発行者が、国内に住所を有する者に、当該外国証券投資信託に係る法第五十八条第一項の規定による届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

三 当該外国証券投資信託が設定された国の法令に基づき、当該外国証券投資信託の設定について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている場合には、その承認書、認可書、許可書、届出書又はこれらに相当する書面の写し

四 当該外国証券投資信託の設定が適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該意

見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 当該外国証券投資信託の運用を行う権限を有する者が、当該権限を他の者に委託して当該証券投資信託の運用を行わせている場合には、当該委託に関する内容を明らかにした書面

(外国証券投資信託の発行者が変更届出等を行う際の提出書類)

第五十二条 法第五十九条において準用する第二十九条及び第三十一条の規定による届出をする場合には、別表第七上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した変更届出書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融監督庁長官に提出しなければならない。

(外国投資信託の信託約款の変更)

第五十三条 法第五十九条において準用する法第三十条第一項に規定する外国証券投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更の内容が重大なものとして総理府令・大蔵省令で定めるものは、当該外国証券投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項の変更であつて、当該外国証券投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、当該外国証券投資信託の運用に関する事項については、次の各号に掲げる事項とする。

一 運用方針

二 運用方法

三 資産運用の対象とする有価証券その他の投資対象についての種類、銘柄若しくは通貨ごとの保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる銘柄の範囲に係る制限その他の運用の制限で、当該変更が当該外国証券投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項に係る外国証券投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

四 新たな有価証券その他の投資対象の追加又は既に投資対象としている有価証券その他の投資対象の廃止で、当該変更が当該外国証券投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項に係る外国証券投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

五 投資を行うべき新たな有価証券市場の追加又は既に投資を行っている有価証券市場の廃止で、当該変更が当該外国証券投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項に係る外国証券投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、その変更の内容が当該外国証券投資信託の信託約款又はこれに類

する書類の記載事項に係る外国証券投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

（外国証券投資信託の信託約款の変更の公告等）

第五十四条 法第五十九条において準用する法第三十条第一項の規定による外国証券投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更に係る公告及び当該信託約款又はこれに類する書類の変更に係る書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 当該外国証券投資信託の名称

二 変更の理由

三 変更の内容

四 変更の年月日

2 前項に規定する外国証券投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更に係る公告は、当該信託約款又はこれに類する書類の変更をしようとする日の三十日前までに行わなければならない。

（外国証券投資信託の信託契約の解約の公告等）

第五十五条 法第五十九条において準用する法第三十二条第一項の規定による外国証券投資信託の契

約の解約に係る公告及び当該契約の解約に係る書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 当該外国証券投資信託の名称

二 解約の理由

三 解約の年月日

2 前項に規定する外国証券投資信託の契約の解約に係る公告は、当該契約の解約をしようとする日の三十日前までに行わなければならない。ただし、当該契約の解約をしようとする外国証券投資信託について、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、その公告を三十日前までに行うことが困難な場合は、この限りでない。

（外国証券投資信託の運用報告書の記載事項）

第五十六条 法第五十九条において準用する法第三十三条に規定する外国証券投資信託の信託財産についての運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該外国証券投資信託の信託財産の計算期間中における運用の経過

二 運用状況の推移

三 当該外国証券投資信託の信託財産の計算期間の末日（以下この条において「当期末」という。

）における貸借対照表及び当該計算期間中の損益計算書

四 当期末における純資産額計算書

五 投資有価証券の主な銘柄

六 前各号に掲げるもののほか、当該外国証券投資信託が設定された本国の法令に基づき作成される運用報告書の記載事項（当該外国証券投資信託が設定された本国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、第四十一条第一項に掲げる記載事項に準ずる事項）

2 外国証券投資信託の発行者は、当該外国証券投資信託の信託財産の計算期間の終了後及び信託の契約期間の終了後、遅滞なく、当該外国証券投資信託についての運用報告書を作成しなければなら

ない。

3 外国証券投資信託の発行者は、当該外国証券投資信託についての運用報告書を作成した場合には

、当該運用報告書を、遅滞なく、金融監督庁長官に提出しなければならない。

第四章 証券投資法人制度

第一節 証券投資法人

（規約の記載方法）

第五十七条 法第六十七条第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定める記載方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げる事項を記載する方法

イ 資産運用の基本方針

ロ 資産運用の対象とする有価証券（有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引を含む。）の種類、目的及び範囲

ハ 資産運用の対象とする有価証券以外の資産の種類

ニ 資産運用の対象とする有価証券その他の資産について、その種類、銘柄若しくは通貨ごとの保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる銘柄の範囲に係る制限その他の運用に制限を設ける場合にあつては、その内容

ホ 金融先物取引、海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引又は為替先渡取引を行う場合は、その種類、目的及び範囲

ヘ 投資口の払戻しに应ずるために、当該払戻しに要する資金に充てるべき保有資産の売却代金の範囲内で金銭の借入れを行う場合は、その旨

ト 組入る有価証券の貸付けを行う場合は、その目的及び範囲

二 法第六十七条第一項第八号に掲げる事項 次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める方法

イ 取引所上場有価証券（証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。） 証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は外国有価証

券市場における最終価格に基づき算出した価格による旨を記載する方法

ロ 店頭売買有価証券 証券業協会（証券取引法第六十七条第一項に規定する証券業協会をいう

。以下同じ。）（当該店頭売買有価証券が二以上の証券業協会に備える店頭売買有価証券登録

原簿（証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。）に登録さ

れている場合には、当該店頭売買有価証券が主として取引されている証券業協会とする。以下

同じ。）が開設する店頭売買有価証券市場（証券取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買

有価証券市場をいう。以下同じ。）又はこれに類似する市場で外国に所在するものにおける最

終価格に基づき算出した価格による旨を記載する方法

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 当該有価証券の種類ごとに、その時価として付

すべき価格の計算方法を記載する方法

ニ イからハまでに掲げる有価証券以外の資産 当該資産の種類ごとに、公正妥当な資産の評価

の方法を記載する方法

三 法第六十七条第一項第九号に掲げる事項 次に掲げる事項を記載する方法

イ 投資主に分配する金銭の総額の計算方法

ロ 利益を超えて金銭の分配をする場合は、その旨及び分配に充てるべき金額の計算方法

ハ その他金銭の分配の方針として特に定めた事項

四 法第六十七条第一項第十三号に掲げる事項 執行役員、監督役員及び会計監査人のそれぞれについて、その報酬の額につき、具体的な金額を定める場合にはその金額を、定めない場合にはその計算方法を、その支払の時期に併せて記載する方法

五 法第六十七条第一項第十四号に掲げる事項 運用会社に対する資産運用報酬の額につき、具体的な金額を定める場合にはその金額を、定めない場合にはその計算方法を、その支払の時期に併せて記載する方法

六 法第六十七条第一項第十五号に掲げる事項 成立時の一般事務受託者、運用会社及び資産保管会社となるべき者のすべてについて、それぞれ次に掲げる事項を記載する方法

イ 氏名又は名称及び住所

ロ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間

及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に関する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額を定めない場合には、その計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時の運用会社となるべき者と締結すべき契約に、法第二百二条第一項の規定による再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。

）

（証券投資法人の設立の届出）

第五十八条 設立企画人は、法第六十九条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十一号により作成した証券投資法人設立届出書の正本及び副本を、その証券投資法人の本店が置かれることとなる所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

（証券投資法人設立届出書の添付書類）

第五十九条 前条の証券投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、二通添付しなければならない。

2 法第六十九条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が

証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 設立企画人（法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人。第四号において同じ。）及び執行役員の候補者の住民票の抄本（当該設立企画人又は執行役員の候補者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面

二 設立企画人（法人である場合を除く。次号及び第六号において同じ。）及び執行役員の候補者が法第九十六条第一号及び第三号に該当しない旨の市町村（東京都の特別区を含む。）の長の証明書（当該設立企画人又は執行役員の候補者が外国人である場合を除く。）

三 別紙様式第二十二号により作成した設立企画人及び執行役員の候補者が法第九十六条第二号、第四号及び第五号（当該設立企画人又は執行役員の候補者が外国人である場合には、法第九十六条各号）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 別紙様式第二十三号により作成した設立企画人及び執行役員の候補者の履歴書

五 設立企画人が法人である場合にあっては、別紙様式第二十四号により作成した当該法人の主要

な株主又は出資者の氏名又は名称、その所有する株式の数又は出資の額等を記載した書面並びに定款及び登記簿の謄本又はこれらに代わる書面

六 設立企画人が法第六十六条第二項第三号に掲げる者である場合にあっては、別紙様式第二十五号により作成した当該者に該当することを証明する書面及びその根拠となる書類（法人である場合においては、過去五営業年度の営業報告書又はこれに代わる書面）

七 設立企画人が複数ある場合において、これらの者のうち特定の者が証券投資法人の設立に係る届出を行う場合には、当該特定の者が当該届出に関する一切の行為につき他の設立企画人から権限を与えられていることを証明する書面

（証券投資法人設立に係る届出の受理）

第六十条 財務局長又は福岡財務支局長は、証券投資法人設立届出書を受理したときは、証券投資法人設立届出書の副本及び規約一通に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び規約を届出者に還付しなければならない。

（証券投資法人が成立しなかった場合の届出）

第六十一条 証券投資法人が成立しなかった場合には、設立企画人は、速やかに、別紙様式第二十六号により作成した証券投資法人の不成立に関する届出書を、証券投資法人設立届出書を提出した財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

2 設立企画人は、前項の規定による届出をしようとするときは、当該証券投資法人が成立しなかった理由を明らかにする書面を添付しなければならない。

（投資口申込証の記載事項）

第六十二条 法第七十一条第二項第九号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 払込取扱機関の取扱場所

二 執行役員の候補者の略歴、及びその者が他の法人の代表者であるときは、その事実

三 執行役員の候補者と成立時の運用会社となるべき者との利害関係の有無及び利害関係があると

きは、その内容

四 監督役員の候補者の略歴、及びその者が他の法人の代表者であるときは、その事実

五 会計監査人の候補者について、その者が公認会計士であるときは、その氏名、略歴及び所属する事務所の名称、その者が監査法人であるときは、その名称、事務所の住所及び沿革

六 投資口の取得の申込みに際して、当該申込みをした者が支払う手数料の有無及びあるときは、その内容

七 当該投資口に係る投資証券の募集が、証券取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するものにあつては、その旨

（設立の際発行する投資口申込証の記載方法）

第六十三条 法第七十一条第四項に規定する同条第二項第六号に掲げる事項については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載する方法によるものとする。

一 執行役員の候補者 氏名及び住所並びに当該候補者が次に掲げる者の一又は二以上に該当する場合には、それぞれの区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 設立企画人の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。） 当該設

立企画人の氏名及び親族関係の内容

ロ 設立企画人が法人である場合におけるその役員又は使用人（以下この条において「役員等」という。） 当該設立企画人の名称並びに当該設立企画人における最終役職名及びその在職期間

ハ 設立企画人が法人である場合におけるその主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。） 当該設立企画人の名称及び所有している株式又は出資の総額

ホ 設立企画人の親会社（法人の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する株式会社又は有限会社をいう。以下同じ。）の役員等 当該設立企画人及び当該設立企画人の親会社の名称並びに当該親会社における最終役職名及びその在職期間

ニ 設立企画人の子会社（法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する場合における当該株式を発行し又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた株式会社又は有限会社をいう。以下この条において同じ。）の役員等 当該設立企画人及び当該設立企画人の子会社の名称並びに当該子会社における最終役職名及びその在職期間

二 監督役員及び会計監査人の候補者 氏名又は名称及び住所

（執行役員等による調査の対象事項）

第六十四条 法第七十三条第一項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法令又は規約に違反する事項

二 法第六十七条第一項第十三号、第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる金額又は基準が、証券投資法人の財産の状態に照らし著しく不当である事項

三 証券投資法人の一般事務受託者として不適当な者を成立時の一般事務受託者とし、当該証券投資法人の適切な運営及び投資主の保護に欠けることとなるおそれがある事項

四 法第百九十条第一項第一号に該当する事項

（自己投資口の処分の方法）

第六十五条 法第八十条第三項（法第八十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する総理府令・大蔵省令で定める処分の方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定め

る方法とする。

一 その投資証券が取引所上場有価証券である投資口 取引所有価証券市場において行う取引による売却

二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行う取引による売却

三 前二号に掲げる投資口以外の投資口 当該投資口を発行する証券投資法人の純資産の額に照らして公正妥当な価額による売却

（投資口の端数処理の方法）

第六十六条 法第八十六条第一項（法第八十七条第六項において準用する場合を含む。）に規定する総理府令・大蔵省令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 その投資証券が取引所上場有価証券である投資口 取引所有価証券市場において行う取引による売却

二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行う取引による売却

三 前二号に掲げる投資口以外の投資口 当該投資口を発行する証券投資法人の純資産の額に照らして公正妥当な価額による売却

(投資口の端数払戻しの場合の控除方法)

第六十七条 法第八十六条第二項（法第八十七条第六項において準用する場合を含む。）又は法第二百二十四条第一項の規定により投資口の払戻しをした証券投資法人は、払戻しの直前における一口当たり出資総額に払戻しをした投資口の口数を乗じて得た額を出資総額から、払戻しの直前における一口当たり出資剰余金の額に払戻しをした投資口の口数を乗じて得た額を出資剰余金の額から、それぞれ控除しなければならない。

2 前項の一口当たり出資総額とは、出資総額を発行済投資口の総口数で除して得た額をいい、同項の一口当たり出資剰余金の額とは、出資剰余金の額を発行済投資口の総口数で除して得た額をいう。

3 法第二百二十四条第一項の規定により投資口の払戻しをした証券投資法人は、その投資主名簿に、

当該投資口につき払戻しをした旨、払戻しをした年月日及び払戻価額を記載し、かつ、当該投資口を有していた投資主の有する投資口の口数及び発行済投資口の総口数に係る記載の変更をしなければならぬ。

（投資口の分割に関する規約の記載事項）

第六十八条 法第八十八条第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 投資口の分割により投資口一口に満たない端数が生ずる場合における当該端数の部分の処理の方法に関する事項

二 前号の処理を経て法第八十八条第二項第二号に規定する投資主に交付される金銭の取扱いに関する事項

三 前号の金銭を新たに発行する投資口の発行価額の払込みに充てることにより、同号の投資主に当該新たに発行する投資口を取得させることとするときは、その旨及びその投資口の発行に関する事項

四 その他法第八十八条第一項の規定による投資口の分割に関する事項

(投資口の分割の通知)

第六十九条 法第八十八条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める期間は、当該証券投資法人の営業期間（営業期間が六月を超える証券投資法人にあっては、六月）とする。

2 法第八十八条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十八条第二項第二号に規定する投資主に対し、前項の期間中になされた投資口の分割により生じた投資口一口に満たない端数の部分に相当するものとして交付されるべき金銭の額

二 前条第三号に掲げる事項を規約に定めた証券投資法人にあっては、前号の投資主が前項の期間中に取得した投資口の総口数並びに当該投資口の発行日及び発行価額

三 第一号の投資主が前項の期間の末日において保有する投資口の総口数

(参考書類の一般的記載事項)

第七十条 法第九十一条第二項（法第七十三条第四項において準用する場合を含む。）に規定する議決権の行使について参考となるべき事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類（

以下「参考書類」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数

二 投資主総会に提出される議案（会議の目的が議案となるものを含む。以下同じ。）

三 法第百四条において準用する商法第二百七十五条の規定による監督役員の意見があるときは、

その要旨

2 前項各号に掲げるもののほか、参考書類には、法第九十三条第一項の規定による定め（以下「みなし賛成の定め」という。）をした証券投資法人の投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにもみなし賛成の定め適用がない旨を記載しなければならない。

3 第一項第一号に掲げる事項については、同一の投資主総会において複数の議案が提出される場合には、各議案ごとに記載しなければならない。

4 同一の投資主総会に関して投資主に送付される他の書類に記載されている事項については、その記載がされている箇所を明らかにすることにより、参考書類にすべき記載を省略することができる。

5 参考書類には、この命令で定めるもののほか、役員会が投資主の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

（証券投資法人提案の場合の記載事項）

第七十一条 議案が執行役員の提出に係るものであるときは、参考書類には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 執行役員又は監督役員の選任に関する議案の場合 候補者の氏名、略歴、その有する投資口の口数、他の会社の代表者又は他の証券投資法人の執行役員であるときはその事実、証券投資法人との間に特別の利害関係があるときはその要旨及び就任の承諾を得ていないときは、その旨

二 会計監査人の選任に関する議案の場合 次に掲げる事項

イ 候補者が公認会計士であるときは、その氏名、所属する事務所の名称及び略歴

ロ 候補者が監査法人であるときは、その名称、事務所の所在地及び沿革

三 執行役員若しくは監督役員の解任又は会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案の場合

解任又は不再任の理由

四 合併契約書の承認に関する議案の場合 合併を必要とする理由並びに合併契約書の内容、各証券投資法人の法第百五十条第一項において準用する商法第四百八条ノ二第一項の貸借対照表及び損益計算書

五 運用会社との資産の運用に係る委託契約の承認に関する議案の場合 当該契約を締結しようとする運用会社（法第二百七条第三項に規定する承認については、資産の運用に係る委託契約を締結した運用会社）の名称、住所及び沿革並びに当該委託契約書の内容

六 運用に係る委託契約の解約に関する議案の場合 解約の理由

七 その他の議案の場合 提案の理由

2 前項第二号及び第三号の場合において、法第百十九条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第六条の三の規定による会計監査人の意見があるときは、その要旨を記載しなければならない。

3 執行役員の選任に関する議案が、監督役員の全員の一致をもってする決議によって提出されたものであるときは、その旨を記載しなければならない。

(投資主提案の場合の記載事項)

第七十二条 議案が投資主の提出に係るものであるときは、参考書類には、議案が投資主の提出に係る旨、その投資主の所有する投資口の口数及び議案に対する役員会の意見並びに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 投資主から四百字以内の提案理由を記載した書面が投資主総会の会日の六週間前までに提出されているときは、当該理由又はその要旨。ただし、提案理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合を除く。

二 議案が執行役員、監督役員又は会計監査人の選任に関するものである場合において、前条第一項第一号又は第二号に定める事項を記載した書面が投資主総会の会日の六週間前までに提出されているときは、その内容。ただし、明らかに虚偽である場合を除く。

2 二以上の投資主から同一の趣旨の議案が提出されているときは、その議案及びこれに対する役員会の意見は、各別に記載することを要しない。この場合においては、二以上の投資主から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。

3 前項の規定は、二以上の投資主から同一の趣旨の提案理由を記載した第一項第一号の書面が提出されている場合について準用する。

4 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

（役員会による執行役員又は会計監査人の解任の報告等）

第七十三条 法第一百七条第二項の規定による執行役員の解任後最初に招集される投資主総会に関する参考書類には、監督役員の中から選任された特定の監督役員が報告すべき事項及び解任された執行役員の意見の要旨を記載しなければならない。

2 法第一百十九条において準用する商法特例法第六条の二第一項（法第一百十九条において準用する商法特例法第六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による会計監査人の解任後最初に招集される投資主総会に関する参考書類には、役員会が選任した監督役員又は清算人会が選任した清算監督人が報告すべき事項及び解任された会計監査人の意見の要旨を記載しなければならない。

（議決権を行使するための書面の賛否の記載）

第七十四条 法第九十一条第二項の投資主が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」

という。)には、議案ごとに、投資主が賛否を記載する欄を設けなければならない。ただし、別に棄権の欄を設けることを妨げない。

2 執行役員、監督役員又は会計監査人の選任に関する議案において二名以上の候補者が提案されているときは、前項の欄は、投資主が各候補者について同項に規定する記載をすることができるものでなければならない。

(賛否の記載がない場合の取扱い)

第七十五条 議決権行使書面には、前条第一項に規定する記載のない議決権行使書面が証券投資法人に提出されたときは、各議案について賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとして取り扱う旨を記載することができる。

(投資主の氏名等)

第七十六条 議決権行使書面には、議決権を行使すべき投資主の氏名及び議決権を行使することができる所有する投資口の口数を記載し、投資主が押印する欄を設けなければならない。

(監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者)

第七十七条 法第一百一条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として

総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 当該証券投資法人の設立企画人又は執行役員であつた者

二 当該証券投資法人の設立企画人若しくは執行役員又はこれらであつた者の親族

三 当該証券投資法人の設立企画人等（設立企画人及び設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であつた者をいう。以下この条において同じ。）及び執行役員がその発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの（法第一百一条第三号に該当する者を除く。）

四 当該証券投資法人の設立企画人等又は執行役員から継続的な報酬を受けている者

五 当該証券投資法人の設立企画人等又は執行役員から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与を受けている者

六 当該証券投資法人の設立企画人たる法人の役員若しくは過去二年以内に役員であつた者又は執行役員が、その取締役若しくはその代表権を有する取締役の過半数を占めている法人の役員若し

くは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの

七 当該証券投資法人の執行役員が、その役員であり若しくは過去二年以内に役員であつた法人又はその子会社（当該法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する場合における当該株式を発行し又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた株式会社又は有限会社をいう。以下同じ。）の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの（前号又は法第百一条第三号に該当する者を除く。）

八 当該証券投資法人の発行する投資口の募集の委託を受けた登録金融機関又は法第百九十六条第二項に規定する一般事務受託者たる証券投資信託委託業者の役員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの

九 第三号から前号まで又は法第百一条第一号、第三号若しくは第五号のいずれかに該当する者の配偶者

（証券投資法人のその他一般事務）

第七十八条 法第百十一条第一号に掲げる事務を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めな

ければならない。

一 当該事務を受託する一般事務受託者は、顧客の知識、経験及び財産の状況を十分勘案して、投資口の取得の申込みの勧誘を行うべき旨

二 当該事務を受託する一般事務受託者は、投資口の取得の申込みの勧誘を行うに当たり、顧客に対し、次に掲げる事項について説明する義務を負う旨

イ 投資口申込証に記載されている事項の内容

ロ 投資主となった場合に有すべき権利

ハ 一般事務受託者に対して支払われる手数料その他の費用のうち、投資口を取得しようとする者又は投資主の直接の負担により支払われるべきものがあるときは、その内容

ニ 投資口の価額の変動その他の理由により発生し得る危険の内容

2 法第百十一条第六号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 投資主に対して分配又は払戻しをする金銭の支払に関する事務

二 法第八十四条第一項に規定する証券投資法人にあっては、投資口の払戻請求の受付け及び払戻

しに関する事務

三 前二号並びに法第百十一条第二号及び第四号に掲げるもののほか、投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付けに関する事務

四 会計帳簿の作成に関する事務

五 納税に関する事務

六 その他金融監督庁長官が定める事務

3 証券投資法人は、前項第一号から第三号まで又は法第百十一条第二号若しくは第四号に掲げる事務を委託する一般事務受託者に係る事務の委託の内容に変更があつたときは、その変更の内容（新たな一般事務受託者にこれらの事務を委託したときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容を含む。）を投資主に通知しなければならない。

（設立中の証券投資法人の発行する投資口の募集に関する事務の委託契約の締結）

第七十九条 設立中の証券投資法人の発行する投資口の募集に関する事務に係る委託契約の締結は、設立企画人が行うものとする。

(発行価額の公示の方法)

第八十条 法第二百二十条第四項の規定による発行価額の公示は、当該価額が適用される投資口の払込期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

一 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙への掲載

二 投資口の募集に関する事務を行うすべての一般事務受託者の営業所における掲示

2 前項の発行価額の公示は、当該価額が適用される投資口の払込期日を明示してしなければならない。

(運用委託契約の概要として記載する内容)

第八十一条 法第二百二十二条第一項第四号に掲げる事項については、すべての運用会社につき、それぞれ次に掲げる事項を記載する方法によるものとする。

一 名称及び住所

二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に関する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の

額（具体的な金額を定めない場合には、その計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（これらの者との間の契約に、法第二百二条第一項の規定による再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。）

（払戻価額の公示の方法）

第八十二条 法第二百二十六条の規定による払戻価額の公示は、第八十条第一項各号のいずれかの方法により行わなければならない。

2 前項の払戻価額の公示は、当該価額が適用される投資口の払戻しの期間を明示してしなければならない。

（証券投資法人の計算書類等の記載の原則）

第八十三条 法第二百二十九条第一項の貸借対照表、損益計算書及び金銭の分配に係る計算書は、証券投資法人の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明りように記載しなければならない。

2 法第二百二十九条第一項第三号の資産運用報告書は、証券投資法人の状況を正確に判断することが

できるよう明りように記載しなければならない。

3 前二項の規定は、法第二百二十九条第二項の附属明細書に準用する。

（証券投資法人の貸借対照表等に記載する注記）

第八十四条 資産評価の基準及び評価の方法、固定資産の減価償却の方法、繰延資産の処理の方法、外貨資産及び負債の本邦通貨の換算の基準、費用及び収益の計上基準その他の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。

2 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。

3 前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載方法を変更したときに準用する。

4 貸借対照表又は損益計算書に記載すべき注記は、貸借対照表又は損益計算書の末尾に記載しなければならない。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

5 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載しなければならない。

6 この命令で定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算書により証券投資法人の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

（証券投資法人の計算書類等に記載する金額の表示の単位）

第八十五条 貸借対照表、損益計算書、金銭の分配に係る計算書及びその附属明細書に記載すべき金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、証券投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

（計算書類等の記載方法）

第八十六条 証券投資法人は、別紙様式第二十七号により貸借対照表、損益計算書、金銭の分配に係る計算書及びその附属明細書を作成しなければならない。この場合において、附属明細書として記載すべきものは、次に掲げるものとする。

一 有価証券明細表

二 信用取引契約残高明細表

三 為替予約取引の契約額等、時価の状況表

四 第九十条第二項第三号から第十七号までに掲げる取引の契約額等、時価の状況表

五 創業費の償却の状況表

六 出資総額増減明細表及び出資剰余金増減明細表

七 執行役員及び監督役員に支払った報酬額の明細表

八 運用会社の法第二百一条第三項第一号に規定する利害関係人等との取引状況等

2 前項第三号に規定する為替予約取引とは、第四十三条第二項に規定する為替予約取引をいう。

（資産運用報告書の記載事項）

第八十七条 第二百九条第一項第三号の資産運用報告書には、次に掲げる事項その他証券投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

一 当該証券投資法人の営業期間中における運用の経過

二 過去三営業年度以上の営業成績及び財産の状況の推移

三 当該営業期間中における株式の売買総数及び売買総額

四 当該営業期間中における公社債の売買総額

五 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金融先物取引、海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引につき、それぞれの種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

六 当該営業期間の終了の日（以下この条において「当期末」という。）現在における組入株式、組入新株引受権証券、組入公社債等のそれぞれの総額の資産総額に対する比率

七 当期末現在における組入有価証券につき、貸付けを行っている有価証券の種類ごとに、総株数及び券面総額

八 当期末における主要な投資主（投資口の総口数の十分の一以上に当たる投資口数を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

九 当期末における執行役員及び監督役員の氏名

十 当期末における運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者の名称

十一 運用会社が証券業を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における証券会社である運用会社との間の取引の状況及び当該運用会社に支払われた売買委託手数料の総額

十二 当該証券投資法人が対処すべき課題

十三 決算後に生じた証券投資法人の状況に関する重要な事項

（監査報告書の記載方法）

第八十八条 法第三百三十条第一項及び第一百五十六条第一項（法第一百五十九条第二項において準用する場合を含む。）の監査報告書は、別紙様式第二十八号に準じて作成しなければならない。

（資産評価の方法）

第八十九条 法第三百三十三条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める財産は、次に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券

に表示されるべきものを含む。）とする。

一 取引所上場有価証券（証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。）

二 店頭売買有価証券

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

イ 証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで、第七号、第七号の二及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。ロにおいて同じ。）

ロ 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

2 法第百三十三条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 前項第一号に掲げる有価証券 取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における最終価格に基づき算出した価格又はこれがない場合は次号及び第三号に規定する価格（第三号にあっては、公表されている最終価格に基づき算出した価格に限る。）

二 前項第二号に掲げる有価証券 店頭売買有価証券市場又はこれに類似する市場で外国に所在するものにおける最終価格に基づき算出した価格

三 前項第三号に掲げる有価証券 公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格

（特定取引）

第九十条 法第三百三十三条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める利益又は損失とすることを相当とする額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次項第一号に掲げる取引 売り付けた有価証券に係る前条第二項に定める時価から当該売付けの価格を控除した額

二 次項第三号から第七号までに掲げる取引 証券取引所における営業期間の終了の日の最終価格

により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額

三 次項第八号から第十一号まで及び第十四号から第十七号までに掲げる取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（営業期間終了の日において未確定の場合は、金利、通貨の価格、取引所有価証券市場若しくは外国有価証券市場又は店頭有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するものにおける相場その他の指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的方法により営業期間の終了の日の現在価値に割り引いた額

四 次項第十二号及び第十三号に掲げる取引 金融先物取引所又は海外金融先物市場における営業期間の終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額

五 次項第二号に掲げる取引 前四号に掲げる額に準ずるものとして合理的方法により算出した額

2 法第百三十三条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。

一 前条第一項各号に掲げる有価証券を有しないでその売付けをする取引

- 二 選択権付債券売買
- 三 有価証券先物取引
- 四 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引
- 五 有価証券指数等先物取引
- 六 有価証券オプション取引
- 七 外国市場証券先物取引
- 八 有価証券先渡取引
- 九 有価証券店頭指数等先渡取引
- 十 有価証券店頭オプション取引
- 十一 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 十二 金融先物取引
- 十三 海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引
- 十四 店頭金融先物取引

十五 スワップ取引

十六 金利先渡取引

十七 為替先渡取引

(創業費)

第九十一条 法第三百三十四条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 法第六十七条第一項第十七号の規定により支出した報酬

二 設立の際に発行する投資口の発行のために支出した費用及び法第百六十六条第一項の設立の登記のために支出した税額その他の設立費用であつて法第六十七条第一項第十八号の規定により支出したもの

三 法第七十三条第二項に規定する創立総会のために支出した費用

四 法第百八十七条に規定する登録のために支出した費用

2 前項の費用を貸借対照表上の資産の部に計上した証券投資法人は、当該計上した金額を、その成

立の日から五年以内（当該証券投資法人がその存立の時期を定めた場合であつて、その成立の日から当該存立の時期の終了までの期間が五年に満たないことが確定しているときは、当該存立の時期の終了の日までの期間内）に、毎営業期間を通じて均等の額を償却しなければならない。

（利益を超えた分配金額の控除方法）

第九十二条 法第三百三十六条第三項の規定による控除については、利益（同条第一項に規定する利益をいう。）を超えて投資主に分配された金額（以下この号において「分配金額」という。）を、最初に出資剰余金の額から控除するものとし、当該控除をしてもなお控除しきれない分配金額があるときは、これを出資総額から控除するものとする。

（清算執行人等の報酬の額の決定）

第九十三条 財務局長又は福岡財務支局長は、清算執行人及び清算監督人の意見を聴いた上で、法第百五十四条第二項の規定による報酬の額を定めるものとする。

（清算財産目録等の記載方法）

第九十四条 法第百五十五条第一項の財産目録及び貸借対照表は、それぞれ別紙様式第二十九号及び

別紙様式第三十号により作成しなければならない。

（計算に係る決算報告書の記載方法）

第九十五条 法第百五十九条第一項の決算報告書は、別紙様式第三十一号により作成しなければならない。

（清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者）

第九十六条 法第百六十三条第一項において準用する法第百一条第六号に規定する当該証券投資法人の設立企画人、執行役員又は清算執行人と利害関係を有することその他の事情により清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 第七十七条各号に掲げる者
- 二 当該証券投資法人の清算執行人の親族
- 三 当該証券投資法人の設立企画人及び設立企画人たる法人の役員（過去二年以内に役員であった者を含む。）並びに執行役員がその発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式

又は出資を有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であったもの（法第六十三條第一項において準用する法第一百條第三号に該当する者を除く。）

四 当該証券投資法人の清算執行人から継続的な報酬を受けている者

五 当該証券投資法人の清算執行人から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与を受けている者

六 当該証券投資法人の設立企画人たる法人の役員若しくは過去二年以内に役員であった者並びに執行役員又は清算執行人が、その取締役若しくはその代表権を有する取締役の過半数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であったもの

七 当該証券投資法人の清算執行人が、その役員であり若しくは過去二年以内に役員であった法人又はその子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であったもの（前号又は法第六十三條第一項において準用する法第一百條第三号に該当する者を除く。）

七 当該証券投資法人の発行する投資口の募集の委託を受けた登録金融機関又は法第九十六條第二項に規定する一般事務受託者たる証券投資信託委託業者の役員、使用人若しくは子会社の役員

若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であったもの

八 第三号から前号までのいずれかに該当する者の配偶者

（検査役等の報酬の額の算定手続）

第九十七条 財務局長又は福岡財務支局長は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴いた上で、法第百八十三条において準用する同法第百五十四条第二項の規定による報酬の額を定めるものとする。

一 検査役 執行役員及び監督役員（清算中の証券投資法人にあっては清算執行人及び清算監督人

）

二 執行役員又は監督役員の職務を一時行うべき者 執行役員及び監督役員

三 清算執行人又は清算監督人の職務を一時行うべき者及び鑑定人 清算執行人及び清算監督人

第二節 証券投資法人の登録等

（証券投資法人の登録申請手続）

第九十八条 法第百八十七条の規定による金融監督庁長官の登録を受けようとする証券投資法人は、

別紙様式第三十二号により作成した登録申請書に、当該登録申請書の写し一通及び法第百八十八条第二項に規定する書類一部を添付して、その証券投資法人の本店を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。

（証券投資法人の登録申請書の記載事項）

第九十九条 法第百八十八条第一項第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 証券投資法人の設立に係る届出受理年月日及び受理番号
- 二 証券投資法人の成立年月日
- 三 証券投資法人の成立時の出資総額及び投資口の総口数並びに投資主数
- 四 主要な投資主（投資口の総口数の十分の一以上に当たる投資口数を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所
- 五 執行役員又は監督役員が他の法人の業務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該執行役員又は監督役員の氏名及び当該他の法人における役職名並びに当該他の法人の商号若しくは名称

及び業務の種類又は当該事業の種類

六 払込取扱機関の名称及び住所

七 一般事務受託者の名称及び住所並びに沿革

八 一般事務受託者と締結した事務の委託契約の概要

九 創立総会を開催した場合は、創立総会の開催日及びその理由

(証券投資法人の登録申請書の添付書類)

第百条 法第百八十八条第二項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 規約

二 証券投資法人の登記簿謄本

三 払込取扱機関による払込金の保管に関する証明書

四 執行役員及び監督役員の住民票の抄本(当該執行役員又は監督役員が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書)又はこれに代わ

る書面

五 執行役員及び監督役員が法第九十六条第一号及び第三号に該当しない旨の市町村（東京都の特
別区を含む。）の長の証明書（当該執行役員又は監督役員が外国人である場合を除く。）

六 別紙様式第三十三号により作成した執行役員が法第九十六条第二号、第四号及び第五号（当該
執行役員が外国人である場合には、法第九十六条各号）のいずれにも該当しないことを誓約する
書面

七 別紙様式第三十四号により作成した監督役員が法第一百一条第一号から第五号まで（同条第一号
の規定に基づく第九十六条第一号及び第三号を除く。）及び第七十七条各号（当該監督役員が外
国人である場合には、法第一百一条第一号から第五号まで及び第七十七条各号）のいずれにも該当
しないことを誓約する書面

八 別紙様式第三十五号により作成した執行役員及び監督役員並びに設立企画人（法人である場合
には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用人）の履歴書

九 運用会社との間で締結した運用委託契約書の写し

十 資産保管会社との間で締結した保管契約書の写し

十一 一般事務受託者との間で締結した事務の委託契約書の写し

十二 運用会社が運用に係る権限の一部を法第二百二条第一項に規定する者に再委託した場合には、その再委託契約書の写し

十三 創立総会を開催した場合には、創立総会の議事録

（登録の実施）

第一百一条 管轄財務局長は、法第八十九条第一項の規定により登録をするときは、別紙様式第三十二号の第二面から第八面までを証券投資法人登録簿につづることにより行うものとする。

2 管轄財務局長は、法第八十九条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第三十六号により作成した登録済通知書により行うものとする。

（証券投資法人登録簿等の縦覧）

第一百二条 証券投資法人の登録をした管轄財務局長は、その登録をした証券投資法人に係る証券投資法人登録簿及び証券投資法人登録簿に登録された事項を、当該証券投資法人の本店の所在地を管轄

する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（登録の拒否の通知）

第百三条 管轄財務局長は、法第百九十条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第三十七号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

（登録事項変更の届出）

第百四条 登録証券投資法人は、法第百九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第三十八号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

- 一 商号を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した証券投資法人登記簿の謄本
- 二 本店の所在地の変更をした場合 当該変更に係る事項を記載した証券投資法人登記簿の謄本
- 三 執行役員又は監督役員に変更があった場合 新たに執行役員又は監督役員となった者に係る第百条第四号から第八号までに掲げる書面

四 運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者に変更があった場合 新たに運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者となった者に係る第百条第九号から第十一号までに掲げる書面のうちそれぞれ該当する書面

五 運用会社が運用に係る権限の一部を法第二百二条第一項に規定する者に再委託した場合の当該再委託を受けた者に変更があった場合 新たに再委託を受けることとなった者に係る第百条第十二号に掲げる書面

六 執行役員又は監督役員が新たに他の法人の業務に従事し、又は事業を営むこととなった場合 当該執行役員又は監督役員の氏名並びに当該他の法人の商号若しくは名称及び業務の種類又は当該事業の種類を記載した書面

2 管轄財務局長は、前項の届出があった場合（同項第二号に規定する本店の所在地の変更であって管轄財務局長の管轄区域外に証券投資法人の本店の所在地を変更するものの届出があった場合を除く。）は、当該届出に係る事項を証券投資法人登録簿に登録するものとする。

3 管轄財務局長は、前項の登録をしたときは、別紙様式第三十九号により作成した登録変更済通知

書により届出者に通知するものとする。

（登録の移管）

第百五条 管轄財務局長は、前条第一項第二号の届出があった場合（同項第二号に規定する本店の所在地の変更であって管轄財務局長の管轄区域外に証券投資法人の本店の所在地を変更するものの届出があった場合に限る。）は、当該届出書、証券投資法人登録簿のうち当該証券投資法人に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この条において同じ。）に送付するものとする。

2 前項の規定による送付を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を証券投資法人登録簿に登録するものとする。

3 財務局長は、前項の登録をしたときは、別紙様式第三十九号により作成した登録変更済通知書により届出者に通知するものとする。

（解散の届出）

第百六条 法第百九十二条第一項の規定による届出を金融監督庁長官にしようとする者は、別紙様式第四十号により作成した解散届出書に、同項各号に定める者が次に掲げる書類を添付して、第百一条の登録をした管轄財務局長に提出しなければならない。

一 証券投資法人の資産の内容を明らかにした書面

二 投資主総会が開催された場合は、投資主総会議事録

第三節 証券投資法人の業務等

(同一法人の発行する株式の証券投資法人による取得割合)

第百七条 法第百九十四条第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める率は、百分の五十とする。

(投資証券の募集等に係る取引報告書の記載事項)

第百八条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第八により作成しなければならない。

2 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、投資証券の投資口から生ずる分配金をもって当該投資証券に係る証券投資法人の

新たに発行される投資口を取得する場合であつて、当該投資口に係る投資証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

（投資証券の募集等に係る禁止行為）

第百九条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する総理府令

・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資証券の募集等又は募集の取扱い等に係る取引に関し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 投資証券の募集等又は募集の取扱い等に係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

（投資証券の募集等に係る事故）

第百十条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する総理府令・

大蔵省令で定めるものは、投資証券の募集等又は募集の取扱い等に係る取引につき、特定設立企画

人等（法第百九十七条に規定する特定設立企画人等をいう。以下同じ。）又は特定証券投資信託委託業者等（同条に規定する特定証券投資信託委託業者等をいう。以下同じ。）が、当該特定設立企画人等が行う投資証券の募集等又は特定証券投資信託委託業者等が行う投資証券の募集の取扱い等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。

三 次のイからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 投資証券に係る証券投資法人の商品内容

ロ 取引の条件

ハ 投資証券の価額の騰貴又は下落

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

五 その他法令に違反する行為を行うこと。

（投資証券の募集等に係る金融監督庁長官の事故確認が不要の場合）

第百十一条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する

総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解が成立している場合

三 民事調停法第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 特定設立企画人等又は特定証券投資信託委託業者等が前条第四号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、

約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合

2 特定設立企画人等（設立企画人が法人である場合は、当該法人の代表者）又は証券投資信託委託

業者は、前項第四号の規定に該当する場合の事故において、金融監督庁長官の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供

をした日の属する月の翌月末までに、第百十三条に定める事項について、金融監督庁長官に報告しなければならない。

（投資証券の募集等に係る金融監督庁長官への事故確認の申請手続）

第百十二条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融監督庁長官に提出しなければならない。

（投資証券の募集等に係る確認申請書の記載事項）

第百十三条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令

・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 設立企画人が法人である場合の当該設立企画人又は証券投資信託委託業者の名称若しくは商号及び本店若しくは主たる営業所の所在地並びに代表者の氏名（設立企画人が個人の場合には、その者の氏名及び住所）

二 事故となる行為に係した者の氏名及び部署の名称

三 顧客の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所）

四 事故の概要

五 提供しようとする財産上の利益の額

六 その他金融監督庁長官の定める事項

（投資証券の募集等に係る確認申請書の添付書類）

第百十四条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する総理府令

・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類。ただし、当該確認申請書が法第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。

二 その他参考になる資料

（監督役員と利害関係を有する法人）

第百十五条 法第二百条第三号に規定する証券投資法人の監督役員と利害関係を有する法人として総理府令・大蔵省令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 当該証券投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは使用人又は子会社の役員若しくは使用人としている法人

二 当該証券投資法人の監督役員に無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしている法人

（運用会社の運用に係る禁止行為）

第百十六条 法第二百一条第二項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項、報酬の額又は支払の時期その他の資産の運用に係る委託契約の内容の重要な部分の変更を、法第二百三条第一項において準用する投資顧問業法第十五条に規定する書面に準ずる書面を交付しないで行うこと。

二 運用会社が資産の運用に係る委託契約を締結した証券投資法人以外の者の利益を図るため、当

該証券投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと（法第二百一条第二項第五号から第七号並びに同条第三項第一号及び第二号に掲げる取引に該当する場合を除く。）。

三 他人から不当な制限又は拘束を受けて有価証券等の売買その他の取引を行い、又は行わないこと。

四 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高又は取引高を増加させ、又は作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

五 証券投資法人のために証券取引行為（投資顧問業法第二条第十三項に規定する証券取引行為をいう。以下この号において同じ。）を行う場合において、当該証券取引行為の相手方の代理人になること。ただし、運用会社が証券業を営んでいる場合は、この限りでない。

六 複数の証券投資法人の契約資産について、それぞれの契約期間、対象有価証券及び売付け又は買付けの時期を同一にする運用その他これに類する運用を行うこと。

七 投資口の払戻しに應ずるために、当該払戻しに要する資金に充てるべき保有資産の売却代金の範囲内で行う金銭の借入れ以外の金銭の借入れを行うこと。

2 前項第一号の書面には、法第二百三条第一項において準用する投資顧問業法第十五条各号に掲げる事項を記載するものとする。

第一百七十七条 法第二百一条第三項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、運用会社の法第二百一条第三項第一号に規定する利害関係人等である証券会社又は登録金融機関が有価証券の募集、売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該証券会社又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買い付ける行為とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第一百八十八条 法第二百三条第一項において準用する投資顧問業法第十三条第二項に規定する総理府令

・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 報酬の額及び支払の時期に関する事項

二 賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

三 証券投資信託委託業者の資力又は信用に関する事項

四 契約の解除に関する事項

五 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項（資産の運用に係る権限の一部を令第六十一条各号に掲げる者に再委託する場合における同条に定める者の名称及び当該再委託の内容を含む。）

（契約締結前の書面の交付）

第百十九条 法第二百三条第一項において準用する投資顧問業法第十四条第四号に規定する総理府令

・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 証券投資信託委託業者の認可年月日及び認可番号

二 証券投資信託委託業者の資本の額、その取締役及び監査役の氏名並びにその主要な株主又は出資者の商号、名称又は氏名

三 法第三十七条第二項の規定による営業報告書の縦覧に関する事項

四 資産の運用に係る委託契約に基づき証券投資法人のために行う当該証券投資法人の資産に係る運用の方法及び取引の種類

五 資産の運用に係る委託契約に基づき証券投資法人のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともにこれに基づく投資を行う者（以下「資産運用委託契約に係る投資判断者等」という。）の氏名

六 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項（資産の運用に係る権限の一部を令第六十一条各号に掲げる者に再委託している場合における同条に定める者の名称及び当該再委託の内容を含む。）

2 法第二百三条第一項において準用する投資顧問業法第十四条に規定する書面には、当該書面の内容を十分に読むべき旨を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

3 前項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

（契約締結時の書面の交付）

第二百二十条 法第二百三条第一項において準用する投資顧問業法第十五条第七号に規定する総理府令

・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 証券投資信託委託業者の認可年月日及び認可番号
- 二 証券投資法人の商号及び本店の所在地
- 三 運用に係る委託契約期間
- 四 運用に係る委託契約に係る証券投資法人の資産の内容及び金額
- 五 資産運用委託契約に係る投資判断者等の氏名
- 六 資産運用委託契約に基づき証券投資法人のために行う当該証券投資法人の資産に係る運用の方法及び取引の種類

2 法第二百三条第一項において準用する投資顧問業法第十五条に規定する書面には、当該書面の内容を十分に読むべき旨を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

3 前項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

（売買の別に相当するもの）

第二百二十一条 法第二百三条第一項において準用する投資顧問業法第十六条第二号に規定する売買の

別に相当するものとして総理府令・大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 有価証券指数等先物取引又は外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引（次条において「有価証券指数等先物取引等」という。） 現実指数（証券取引法第二条第十四項に規定する現実指数をいう。）又は現実数値（同項に規定する現実数値をいう。）が約定指数（同項に規定する約定指数をいう。）又は約定数値（同項に規定する約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

二 有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引又は有価証券店頭オプション取引（次条において「有価証券オプション取引等」という。）

（オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

三 有価証券店頭指数等先物取引 店頭現実指数（同条第十八項に規定する店頭現実指数をいう。）

（又は店頭現実数値（同項に規定する店頭現実指数をいう。）が店頭約定指数（同項に規定する

店頭約定指数をいう。)又は店頭約定数値(同項に規定する店頭約定数値をいう。)を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

四 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数(同項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下この条において同じ。)の数値又は有価証券の価格が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別。ただし、当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあっては、当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。

(契約を締結している証券投資法人に対する書面の交付)

第二百二十二条 法第二百三条第一項において準用する投資顧問業法第十六条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百三条第一項において準用する投資顧問業法第十六条第一号の場合において、取引(有

価証券を一定の期間後に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該有価証券の買付け又は売付け（以下この条において「現先売買」という。）を除く。）を行った事実があるときは、当該取引に係る有価証券等の銘柄、数及び価格（有価証券指数等先物取引等及び有価証券店頭指数等先渡取引にあつては、数値、有価証券オプション取引等にあつては、対価の額、有価証券店頭指数等スワップ取引にあつては、数値、価格の変化率、金利又は価格をいうものとする。以下この条において同じ。）

二 法第二百三条第一項において準用する投資顧問業法第十六条第一号の場合において、現先売買を行った事実があるときは、その旨

三 運用に係る委託契約を締結している証券投資法人から委託されて行った投資に係る有価証券等の銘柄、数及び価格、売買の別、取引の方法、取引を行った年月日及び証券取引行為の相手方の名称

四 運用に係る委託契約を締結した証券投資信託委託業者が証券業を営んでいる場合における当該証券投資信託委託業者である証券会社又は当該証券投資信託委託業者の利害関係人等（法第十五

条第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。以下この条において同じ。）を相手方として行った証券取引行為がある場合は、当該証券取引行為に係る取引ごとに、その内容

五 証券投資法人のために行った証券取引行為に係る取引総額に占める次に掲げる法人を相手方とする証券取引行為に係る取引総額の割合

イ 運用に係る委託契約を締結した証券投資信託委託業者が証券業を営んでいる場合における当該証券投資信託委託業者である証券会社

ロ 運用に係る委託契約を締結した証券投資信託委託業者の利害関係人等

ハ 当該証券投資法人のために行った証券取引行為の相手方となった法人で、その取引額が当該証券投資法人のために行った証券取引行為に係る取引総額の百分の十以上であるもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

第四節 証券投資法人の監督

（証券投資法人の帳簿書類）

第二百二十三条 法第二百十一条第一項の規定により、証券投資法人が作成すべき帳簿書類は、次に掲

げるものとする。

一 総勘定元帳

二 現金出納帳

三 分配利益明細簿

四 投資証券台帳

五 投資証券不発行管理簿

六 投資証券発行価額帳

七 投資証券払戻価額帳

八 未払分配利益明細簿

九 未払払戻金明細簿

十 未払報酬明細簿

2 前項に規定する帳簿書類（以下この条において「法定帳簿」という。）は、別表第九により作成し、当該証券投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）十年間こ

れを保存しなければならない。

3 第四十四条第五項から第八項までの規定は、前項の規定による法定帳簿の保存について準用する。
。この場合において、同条第六項中「金融監督庁長官」とあるのは「管轄財務局長」と、同条第七項中「社内」とあるのは「証券投資法人内」と、同条第八項中「金融監督庁長官」とあるのは「管轄財務局長」と読み替えるものとする。

（運用会社及び資産保管会社の帳簿書類）

第二百二十四条 法第二百十一条第二項の規定により運用会社及び資産保管会社が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 運用会社に関する帳簿書類で次に掲げるもの

イ 運用明細書

ロ 発注伝票

ハ 運用の権限を再委託した場合における当該再委託契約書

ニ 運用の権限を再委託した場合における当該再委託先との連絡票

二 資産保管会社に関する帳簿書類で次に掲げるもの

イ 有価証券保管明細簿

ロ その他資産保管明細簿

2 前項各号に規定する帳簿書類（以下この条において「法定帳簿」という。）は、別表第十により作成し、当該運用会社及び資産保管会社に係る証券投資法人の決算の承認後十年間これを保存しなければならない。

3 運用会社が外国法人である場合にあっては、第一項第一号に掲げる帳簿書類は、国内における主たる営業所が作成し、これを保存しなければならない。

4 第四十四条第五項から第八項までの規定は、第二項の規定による法定帳簿の保存について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項中「金融監督庁長官」とあるのは、「管轄財務局長」と読み替えるものとする。

（登録証券投資法人の営業報告書の様式）

第二百二十五条 法第二百十二条に規定する営業報告書は、別紙様式第四十一号により作成しなければならない

ならない。

2 登録証券投資法人は、前項の営業報告書を提出しようとするときは、当該営業報告書に貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書及び金銭の分配に係る計算書並びに附属明細書を添付して管轄財務局長に提出しなければならない。

（証券投資法人の純資産状況表の提出）

第二百二十六条 法第二百十三条第二項の規定に基づき、登録証券投資法人は、別紙様式第四十二号により毎月末現在における証券投資法人の純資産状況表を作成し、遅滞なく、管轄財務局長に提出しなければならない。

（証券投資法人の臨時報告書の様式）

第二百二十七条 登録証券投資法人は、法第二百十五条第一項に規定する臨時報告書を、別紙様式第四十三号により作成し、管轄財務局長に提出しなければならない。

（証券投資法人に係る処分の公告の方法）

第二百二十八条 法第二百二十八条の規定による監督処分の公告は、官報によるものとする。

第五章 外国証券投資法人

（外国証券投資法人等の代理人）

第二百二十九条 外国証券投資法人若しくはその設立企画人に相当する者又は破産管財人若しくは清算人若しくはこれらに相当する義務を負う者（以下この条において「外国証券投資法人等」という。

）は、法第二百二十条第一項、第二百二十一条又は第二百二十二条の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて当該外国証券投資法人の届出に関する一切の行為につき当該外国証券投資法人等を代理する権限を有するものを定めなければならない。

（外国証券投資法人等の届出等）

第三百三十条 外国証券投資法人又はその設立企画人に相当する者は、法第二百二十条第一項の規定による外国証券投資法人の届出をするときは、別紙様式第四十四号により作成した外国証券投資法人に関する届出書を、金融監督庁長官に提出しなければならない。

2 法第二百二十条第一項第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 運用会社又はこれに相当する者の営業の全部又は一部の譲渡に関する事項

二 資産保管会社又はこれに相当する者の辞任及び新たな資産保管会社又はこれに相当する者の選任に関する事項

三 運用会社又はこれに相当する者が運用に係る権限を他の者に再委託する場合における当該再委託の内容

3 法第二百二十条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 外国証券投資法人に関する届出書に記載された代表者が当該外国証券投資法人に係る法第二百二十条第一項の規定による届出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二 外国証券投資法人又はその設立企画人に相当する者が、国内に住所を有する者に、当該外国証券投資法人に係る法第二百二十条第一項に規定する届出に関する一切の行為につき当該外国証券投資法人又はその設立企画人に相当する者を代理する権限を付与したことを証する書面

三 当該外国証券投資法人が設立された国の法令に基づき、当該外国証券投資法人の設立について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている場合には、その承認書、認可

書、許可書、届出書又はこれらに相当する書面の写し

四 当該外国証券投資法人の設立が適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 当該外国証券投資法人の運用を行う権限を有する運用会社が、当該権限を他の者に委託して当該外国証券投資法人の運用を行わせている場合は、当該委託に関する内容を明らかにした書類

(外国証券投資法人の変更届出等)

第三百三十一条 法第二百二十一条第一項並びに法第二百二十二条第一項及び第二項の規定による届出をする場合には、別表第十一上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融監督庁長官に提出しなければならない。

(外国証券投資法人の解散事由)

第三百三十二条 法第二百二十二条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 合併

二 規約に定めた解散事由

三 投資主総会に相当する総会における解散決議

四 解散を命ずる裁判

五 当該外国証券投資法人が当該外国において受けている法第百八十七条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他行政処分を含む。）の取消し

第六章 雑則

（参考人等に支給する旅費その他の費用）

第百三十三条 法第四十九条において準用する証券取引法第百九十一条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表一（（一））の三級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。

（經由官庁）

第百三十四条 証券投資法人に係る登録申請書その他法、令及びこの命令に規定する書類（以下この

条において「登録申請書等」という。）を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする者は、当該証券投資法人の本店の所在地となるべき区域又は本店の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該登録申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

（標準処理期間）

第百三十五条 内閣総理大臣、金融監督庁長官、大蔵大臣、財務局長及び福岡財務支局長は、法若しくは令又はこの命令の規定による認可、承認、確認、許可又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、当該期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「金融システム改革法」という。）の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

(証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令の廃止)

第二条 証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令（昭和四十二年大蔵省令第六十号）は、廃止する。

(信託約款に関する経過措置)

第三条 証券投資信託法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十四年大蔵省令第八十二号）の施行前に金融システム改革法第七条の規定による改正前の証券投資信託法（以下「旧投信法」という。）

（第十二条第一項に規定する大蔵大臣の承認を受けた信託約款の記載事項については、なお従前の例による。ただし、この命令の施行後に証券投資信託委託業者が旧投信法第十四条第一項に規定する金融監督庁長官の承認を得て当該信託約款を変更するとき、又は金融システム改革法の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過した日の後において金融システム改革法第七

条の規定による改正後の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（以下「新投信法」という。

）第二十九条の届出を行って当該信託約款を変更するときは、この限りでない。

（受益証券に関する経過措置）

第四条 金融システム改革法附則第八十五条第二項により、委託者が、同法の施行日前に発行された旧投信法第五条第一項に規定する受益証券に係る旧投信法第二条第一項に規定する証券投資信託につき、金融システム改革法の施行日以後にその運用の指図に係る権限の全部又は一部を新投信法第二条第一項に規定する政令で定める者に対し委託しようとするときは、当該委託に関する事項を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

（旧投信法に基づく信託約款の変更又は解約承認に関する経過措置）

第五条 金融システム改革法附則第八十九条第一項の規定により、同法の施行日から起算して二年を経過する日までの間にはなおその効力を有するとされた旧投信法第十四条の規定に基づく改正前の証券投資信託法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第五条の三の規定は、この命令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

2 金融システム改革法附則第九十条第一項の規定により、同法の施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なおその効力を有するとされた旧投信法第十五条の規定に基づく旧施行規則第五条の四の規定は、この命令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

（信託財産報告書等に関する経過措置）

第六条 金融システム改革法附則第九十一条第一項の規定により、なおその効力を有するとされた旧投信法第十九条の規定に基づく旧施行規則第八条及び第九条の規定並びに同法第二十条の二第一項の規定に基づく同規則第十一条の規定は、金融システム改革法附則第九十一条第一項に規定する特定信託約款及び特定信託約款に係る証券投資信託で同附則第八十九条及び第九十条の規定の適用を受けるものについては、なおその効力を有する。

（運用報告書に関する経過措置）

第七条 第四十二条の規定は、同条第一号の信託財産については、金融システム改革法の施行日前に到来した信託財産の計算期間の末日であって、当該施行日に最も近い日の翌日から起算して六月（

その計算期間が一日の信託財産については、平成十年十一月三十日から起算して一年）を経過した日を当該信託財産の施行日以後にその計算期間の末日が到来したものとし、同条第二号の信託財産については、平成十年十一月三十日から起算して一年を経過した日を当該信託財産の施行日以後にその計算期間の末日が到来したものとして、それぞれ同条の規定を適用する。

2 金融システム改革法附則第九十四条の規定によりなお従前の例によるとされた運用報告書に係る旧施行規則第十二条の規定は、当該運用報告書について、なおその効力を有する。

（帳簿書類の保存期間に関する経過措置）

第八条 この命令の施行の際現に保存されている帳簿書類であり、かつ、当該帳簿書類に係る証券投資信託の信託契約期間の終了の日がこの命令の施行日前に到来している場合には、第四十四条の規定は適用しない。この場合において、当該帳簿書類に係る保存期間については、なお従前の例による。

（営業報告書に関する経過措置）

第九条 金融システム改革法附則第九十五条の規定により、なお従前の例によるとされた営業報告書

に係る旧施行規則第七条の規定は、当該営業報告書について、なおその効力を有する。

(運用会社に関する経過措置)

第十条 金融システム改革法附則第八十六条の規定により新投信法第六条の認可を受けたものとみなされた者に対する第百十九条第一項第一号及び第百二十条第一項第一号の規定の適用については、第百十九条第一項第一号及び第百二十条第一項第一号中「認可年月日及び認可番号」とあるのは、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第八十六条の規定により法第六条の認可を受けたものとみなされた証券投資信託委託業者である旨」とする。

別表第一（第十四条関係）

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
証券投資信託委託業者の常務に従事する取締役の兼職 （法第十三条）	1 兼職会社名 2 兼職会社の役職名及び代表権の有無 3 兼職予定年月日 4 兼職の理由	1 当該取締役の履歴書 2 当該兼職の承認申請に係る証券投資信託委託業者の同意書 3 兼職しようとする会社の定款、直近の営業報告書並びに最近における財産及び損益状況を記載した書面 4 証券投資信託委託業者と兼職会社との取引関係を記載した書面 5 当該取締役の兼職会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面
信託財産と証券投資信託委託業者又はその取締役との取引の指図 （法第十五条第一項ただし書）	1 取引の内容 2 取引予定年月日 3 取引の指図を行う理由	当該取引の指図を行う信託財産の直近の運用状況を記載した書面
証券投資信託委託業者の法第十八条の規定により営む業務以外の業務の兼営 （法第十九条第一項ただし書）	1 兼業業務の内容 2 兼業業務の開始予定年月日 3 兼業業務を営もうとする理由	1 定款 2 当該兼業業務に係る業務の方法を記載した書面 3 兼業業務に係る業務の細則を記載した書面 4 当該業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支の見込みを記載した書面 5 当該業務につき作成する契約書案又は約款案
信託契約の存続 （法第四十五条第四項）	1 存続の理由 2 存続期間	当該存続の承認申請を行う信託契約に係る証券投資信託の信託財産の直近の運用状況を記載した書面
認可事項の実行の延	1 実行予定年月日	実行予定日以降の証券投資信託の販売計

期 (法第四十七条第三項)	2 延期の理由	画その他の事業計画及び収支見込みを記載した書面
------------------	---------	-------------------------

別表第二(第二十二条関係)

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
運用会社の業務又は投資顧問業若しくは投資一任契約に係る業務 (法第十八条第二項)	1 行おうとする業務の内容 2 行おうとする業務の開始予定年月日 3 当該業務を行おうとする理由	1 定款 2 当該業務に係る業務の方法を記載した書面(以下「事業方法書」という。) 3 当該業務に係る業務の細則を記載した書面 4 当該業務の開始時の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支見込みを記載した書面 5 当該業務につき作成する契約書案又は約款案
資本の額の増加 (法第二十四条第一項)	1 現在の資本の額 2 変更後の資本の額 3 変更の方法 4 変更予定年月日 5 変更の理由	1 定款 2 株主総会議事録(株主総会の議決が必要ない場合は取締役会議事録) 3 変更後の株主名簿 4 資本の額の変更手続を記載した書面
商号の変更 (法第二十四条第一項)	1 新商号 2 旧商号 3 変更予定年月日 4 変更の理由	1 変更後の定款 2 株主総会議事録
支店その他の営業所の設置 (法第二十四条第二項)	1 設置した支店その他の営業所の名称及び所在地 2 設置年月日 3 設置の理由	1 当該支店その他の営業所の構造及び規模を記載した書面 2 当該支店その他の営業所の所在地を明らかにした地図 3 当該支店その他の営業所の業務内容及び配置人員 4 当該支店その他の営業所の設置に係る所要資金及びその調達方法を記載し

		5 当該支店その他の営業所の設置が証券投資信託委託業者の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載した書面 た書面
本店、支店その他の営業所の位置の変更 (法第二十四条第二項)	1 名称及び変更前の所在地 2 変更後の所在地 3 変更年月日 4 変更の理由	1 変更後の本店、支店その他の営業所の構造及び規模を記載した書面 2 変更後の本店、支店その他の営業所の所在地を明らかにした地図 3 当該位置変更に係る所要資金及びその調達方法を記載した書面 4 当該位置変更に係る証券投資信託委託業者の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載した書面
本店、支店その他の営業所の名称の変更 (法第二十四条第二項)	1 変更前の名称及び所在地 2 変更後の名称 3 変更年月日 4 変更の理由	
本店、支店その他の営業所の廃止 (法第二十四条第二項)	1 廃止した本店、支店その他の営業所名及び廃止前の所在地 2 廃止年月日 3 廃止の理由	1 取締役会議事録 2 当該本店、支店その他の営業所の廃止が証券投資信託委託業者の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載した書面
取締役及び監査役並びに重要な使用人の氏名の変更 (法第二十四条第二項)	1 就任又は退任した取締役及び監査役並びに重要な使用人の氏名、役職名及び代表権の有無 2 就任又は退任年月日	1 会社登記簿抄本 2 就任をした取締役及び監査役並びに重要な使用人に係る第九条第二号から第五号までの書類
証券投資信託委託業務以外の兼業業務の廃止 (法第二十四条第二項)	1 廃止年月日 2 廃止の理由	1 取締役会議事録 2 当該兼業業務の廃止が証券投資信託委託業者の財産及び収支の状況に及ぼす影響を記載した書面

信託約款の内容 (法第二十六条第一項)		信託約款の変更 (法第二十九条)
1 株式投資信託（公社債投資信託以外の証券投資信託をいう。又は公社債投資信託（第四条第二号イに規定する証券投資信託をいう。）の別及び単位型（元本の追加をすることができない証券投資信託をいう。）又は追加型（元本の追加をすることができる証券投資信託をいう。）の別）の別 2 当該信託約款に係る証券投資信託の名称 3 募集期間 4 募集又は私募の別 5 設定予定額（又は当初設定予定額） 6 設定日 7 信託期間 8 募集の取扱い又は私募の取扱いを行う証券会社又は登録金融機関名（自ら受益証券の募集等を行う場合は、その旨） 9 当該証券投資信託の信託財産の運用方針 10 その他当該証券投資信託の特徴と認められる事項	1 当該信託約款（案） 2 受託会社の承諾書	1 当該信託約款に係る証券投資信託の名 2 当該信託約款に係る新旧対照表 変更後の信託約款（案）

	信託契約の解約 (法第三十一条)	証券投資信託委託業者の合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡(以下本表において「合併等」という。) (法第三十八条第一項)	証券投資信託委託業者の破産、合併及び破産以外の理由による解散又は証券投資
称	1 当該信託契約に係る証券投資信託の名称 2 解約予定年月日 3 解約の理由	1 合併等の相手方 2 合併等の年月日 3 合併等の方法 4 合併等の理由	1 株主総会における解散又は廃止の決議の内容(破産にあつては、破産した事実
3 受託会社の同意書 4 当該信託約款に係る証券投資信託の信託財産の直近の運用状況を記載した書面 5 公告の内容を記載した書面	1 受託会社の同意書 2 当該信託契約に係る証券投資信託の信託財産の直近の運用状況を記載した書面 3 公告の内容を記載した書面	1 合併等の契約書 2 株主総会議事録 3 合併等の当事者の最近の貸借対照表 4 合併等の当事者の信託財産の内容 5 合併等の相手方が証券投資信託委託業者でない場合は、当該会社の営業の内容並びに最近二営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益金の処分又は損失金の処理 6 合併等後存続する会社又は譲受会社の合併等をした日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支の見込みを記載した書面 7 合併等の手続を記載した書面 8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十五条又は第十六条において準用する第十五条の規定による届出を提出したことを証する書面 9 信託契約を解約し信託財産を償還する場合には、その償還の方法を明らかにした書面	1 株主総会議事録 2 信託財産の内容を明らかにした書面 3 信託契約を解約し信託財産を償還する場合には、その償還の方法を明らかにした書面

信託委託業の廃止 (法第三十八条第一項)	2 解散又は廃止の年月日 3 破産、解散又は廃止の事由又は理由	にした書面 4 信託契約に関する業務を他の証券投資信託委託業者に引き継ぐ場合には、その引継ぎの方法を明らかにした書面 5 清算の方法及び清算の手続を記載した書面
証券投資信託委託業者の合併等、合併及び破産以外の理由による解散又は証券投資信託委託業の廃止の公告 (法第三十八条第三項)	1 公告の内容 2 公告を行った日刊新聞紙名 3 公告年月日	

別表第三(第二十八条関係)

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
業務の方法の変更 (法第二十三条)	1 変更の内容 2 変更予定年月日 3 変更の理由	1 変更後の業務方法書 2 業務方法書の変更箇所の新旧対照表
資本の額の減少 (法第二十三条)	1 現在の資本の額 2 変更後の資本の額 3 変更の方法 4 変更予定年月日 5 変更の理由	1 定款 2 株主総会議事録(株主総会の議決が必要ない場合は取締役会議事録) 3 変更後の株主名簿 4 減資を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支及び純資産額の見込みを記載した書面 5 資本の額の変更手続を記載した書面

別表第四(第三十一条第一項関係)

書類の種類	記 載 事 項	備 考
取引報告書	売付け又は買取り若しくはその他の取引の別、顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、	写しを一部保存しておくこと。

金額、手数料、取引税額及び営業所名

別表第五（第四十四条第二項関係）

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等	備考
信託勘定元帳、分配収益明細簿	信託財産に係る証券投資信託の名称、計上月日、勘定科目、借方、貸方、残高	借方欄、貸方欄には、勘定科目ごとの変動状況を記載すること。	信託勘定元帳及び分配収益明細簿の科目について日々の変動及び残高を記載した日計表を作成する場合は、当該日計表のつづりをもって信託勘定元帳及び分配収益明細簿とすることができ
信託財産明細簿	信託財産に係る証券投資信託の名称、計上月日、勘定科目、借方、貸方、残高、単価、数量	信託勘定元帳に計上された有価証券、コール・ローン、割引手形、未収配当金等の主要な勘定科目については、明細を記載すること。	明細簿は、複数の帳簿を設けて記載事項をそれぞれ分別して記載することができる。
受益証券台帳	信託財産に係る証券投資信託の名称、受益証券の発行及び消却年月日、券種、記番号、発行、消却及び残存枚数並びにその口数	記名式については、上記のほか、受益者の住所、氏名を記載すること。	受益証券発行帳、受益証券記番号帳、記名式受益証券台帳に分別して記載することができる。
受益証券基準価額帳	信託財産に係る証券投資信託の名称、基準価額計算日、貸借対照表純資産総額、有価証券評価損益、先物取引等評価損益、外国投資勘定評価損	受益証券の基準価額は、計算日現在における当該信託勘定元帳の資産総額から負債総額を控除した額に、国内有価証券評価損益及び国内先物取引等評価損益を加減し、さらに外貨建資産に投資運用する証券投資信託	上記記載事項が日計表に併記されている場合は、当該日計表のつづりをもって受益証券基準価額帳に代えることができる。

信託財産 運用指図 書	信託財産に係る証 券投資信託の名称 、指図月日、指図 の内容、受託者及 び委託者の名称	指図の内容には、売買の別 、銘柄、数量、単価、取引 の種類、発注先証券会社名 等を記載すること。指図書 は、受託者ごとに別紙とし 、委託者の代表者名を記名 なつ印すること。	信託財産の運用指図のほか 、法第二十二條に規定する 株主権行使の指図及び商法 第三百四十一條の五に規定 する転換請求等の指図につ いても必要事項を記載した 指図書を作成すること。な お、指図書の控えを保存す ること。
委託者の 運用の指 図に係る 権限を委 託した場 合におけ る当該委 託先との 連絡票	信託財産に係る証 券投資信託の名称 、指図月日、指図 の内容、受託者及 び委託者並びに当 該委託先の名称	指図の内容には、売買の別 、銘柄、数量、単価、取引 の種類、発注先証券会社名 等を記載すること。連絡票 は、受託者ごとに作成する こと。	信託財産の運用指図のほか 、法第二十二條に規定する 株主権行使の指図及び商法 第三百四十一條の五に規定 する転換請求等の指図につ いても必要事項を記載した 指図書を作成すること。

別表第六（第四十四条第三項関係）

法定帳簿 の種類	記載事項	記載要領等	備考
総勘定元 帳	勘定科目、計上月 日、借方、貸方、 残高	勘定科目欄には、第四十五 条の営業報告書のうち、貸 借対照表及び損益計算書の 様式に示されている科目を 掲記し、借方欄、貸方欄に 変動状況を記載すること。	総勘定元帳の科目について 日々の変動及び残高を記載 した日計表を作成する場合 は、当該日計表のつづりを もって総勘定元帳とするこ とができる。

一部解約 報告書	受益者名、約定月 日、受益証券の名 称、数量、単価、 金額、手数料、源 泉徴収税額	一部解約をしたときは、遅 滞なく、解約請求した受益 者へ交付できるよう措置す ること。	一部解約報告書の控えを保 存すること。ただし、一部 解約明細簿を作成する場合 は、当該明細簿をもつて控 えとすることができる。
発注伝票	信託財産の名称、 受託者名、銘柄、 売買の別、発注数 量、約定数量、指 し値又は成行の別 、取引の種類、発 注日時、約定日時 、約定価格、先物 取引については限 月及び新規又は決 済の別、オプション 取引及び選択権 付債券売買につい ては、権利行使期 間、権利行使価格 、プット又はコー ルの別、新規、権 利行使、転売、買 戻し又は相殺の別 、限月及び対価の 額又は選択権料	発注伝票は、発注時に作成 すること。 発注伝票は、受託者ごとに 別紙とし、かつ日付順につ づり込んで保存すること。	コンピュータへの直接入力 により発注伝票の作成を行 う場合は、発注順に一覧表 形式で発注伝票を作成でき る。 同一日において価格が変動 しない投資信託受益証券、 投資証券に係るものについ ては、銘柄、募集若しくは 一部解約の別又は売買の別 、発注数量、発注日、約定 日の記載をもつて上記の記 載に代えることができる。
利害関係 人等の状 況表	利害関係人等であ る法人等の名称、 利害関係人等たる 法人等の業務の概 要、証券投資信託 委託業者への出資 額、証券投資信託 委託業者への就任 取締役名	該当する法人はすべて記載 すること。 証券投資信託委託業者への 出資額及び就任取締役名は 、令第十条第一号に該当す る者について記載すること 。	利害関係人等について、そ の資本関係、人的関係又は 受益証券の募集の取扱い等 の状況を記載した資料を保 存すること。

別表第七（第五十二条関係）

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
外国証券投資信託の信託約款又はこれに類する書類の内容の変更 （法第五十九条において準用する第二十九条）	1 当該信託約款又はこれに類する書類に係る外国証券投資信託の名称 2 変更の内容 3 変更予定年月日 4 変更の理由	1 当該信託約款又はこれに類する書類に係る新旧対照表 2 変更後の信託約款又はこれに類する書類（案） 3 受託者の同意書又はこれに代わる書類 4 当該信託約款又はこれに類する書類に係る外国証券投資信託の信託財産の直近の運用状況を記載した書面 5 公告の内容を記載した書面 6 当該信託約款又はこれに類する書類の変更に関する第五十一条第三項第一号から第四号に準ずる書面
外国証券投資信託の契約の解約 （法第五十九条において準用する第三十一条）	1 当該契約に係る外国証券投資信託の名称 2 解約予定年月日 3 解約の理由	1 受託者の同意書又はこれに代わる書類 2 当該信託契約に係る外国証券投資信託の信託財産の直近の運用状況を記載した書面 3 公告の内容を記載した書面 4 当該信託契約の解約に関する第五十一条第三項第一号から第四号に準ずる書面

別表第八（第百八条第一項関係）

書類の種類	記 載 事 項	備 考
取引報告書	売付け又は買取り若しくはその他の取引の別、顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、金額、手数料、取引税額及び営業所名	写しを一部保存しておくこと。

別表第九（第百二十三条第二項関係）

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等	備 考
投資証券	投資証券の発行及		投資証券発行帳、投資証券

台帳	投資証券 不発行管 理簿	投資口発 行価額帳	投資口払 戻価額帳
び消却又は無効年月日、券種、記番号、発行、投資主の氏名又は名称、消却又は無効及び残存枚数並びにその口数	不発行投資口数、投資証券返還年月日、返還口数、発行請求年月日、発行年月日、発行口数、投資主の氏名又は名称、不発行残存投資口数	発行価額計算日、貸借対照表純資産額、残存投資口数、発行価額	払戻価額計算日、貸借対照表純資産額、残存投資口数、払戻価額
	投資証券が返還された旨又は発行した旨を投資主名簿に記載すること。	投資口の発行価額は、証券投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額とする。	投資口の払戻価額は、証券投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額とする。
記番号帳に分別して記載することができる。		発行価額の確定に関する書類を保存すること。	払戻価額の確定に関する書類を保存すること。

別表第十（第二百二十四第二項関係）

法定帳簿 の種類	運用明細 書	発注伝票
記載事項	記載要領等	備考
運用年月日、運用の内容、資産保管会社名、資産保管会社への連絡日時	運用の内容には、売買の別、銘柄、数量、単価、取引の種類、発注先証券会社名等を記載すること。	複数の証券投資法人の運用会社となっている場合には、証券投資法人ごとに作成すること。
証券投資法人の名称、資産保管会社名、銘柄、売買の	発注伝票は、発注時に作成すること。	複数の証券投資法人の運用会社となっている場合には、発注伝票は、当該証券投

	別、発注数量、約定数量、指し値又は成行の別、取引の種類、発注日時、約定日時、約定価格、先物取引については限月及び新規又は決済の別、オプション取引及び選択権付債券売買については権利行使期間、権利行使価格、プット又はコールの別、新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料	運用の権限を再委託した場合における当該再委託先との連絡票	有価証券保管明細簿	その他資産保管明細簿
		運用の内容及び出庫先は、取引の相手方（証券取引所等を通じて行われている場合は、当該証券取引所名）を記載すること。	受入元及び出庫先は、取引の相手方（証券取引所等を通じて行われている場合は、当該証券取引所名）を記載すること。	受入年月日、受入元、受入原因、出庫年月日、出庫先証券の種類、銘柄、数量又は金額、残高
資法人の資産保管会社ごとに別紙とし、かつ、日付順につづり込んで保存すること。 コンピュータへの直接入力により発注伝票の作成を行う場合は、発注順に一覧表形式で発注伝票を作成できる。 同一日において価格が変動しない受益証券及び投資証券に係るものについては、銘柄、取得若しくは一部解約の別又は売買の別、発注数量、発注日、約定日の記載をもって上記の記載に代えることができる。	複数の証券投資法人の運用会社となっている場合には、証券投資法人ごとに作成すること。	複数の証券投資法人の資産保管会社となっている場合には、証券投資法人ごとに作成すること。	受入元及び出庫先は、取引の相手方を記載すること。 受入原因及び出庫原因は、	複数の証券投資法人の資産保管会社となっている場合には、証券投資法人ごとに

	、出庫原因、その他資産の種類、数量又は金額、残高	売買等当該取引の発生原因を記載すること。	作成すること。

別表第十一（第百三十一条関係）

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
外国証券投資法人の届出内容の変更（法第二百二十一条第一項）	1 当該外国証券投資法人の名称 2 変更の内容 3 変更予定年月日 4 変更の理由	1 当該外国証券投資法人の規約又はこれに類する書類に係る新旧対照表 2 変更後の規約又はこれに類する書類（案） 3 当該外国証券投資法人の直近の運用状況を記載した書面 4 当該外国証券投資法人の規約又はこれに類する書類の変更に關する第百三十条第三項第一号から第四号に準ずる書面
外国証券投資法人の解散（法第二百二十二条第一項及び第二項）	1 当該外国証券投資法人の名称 2 解散（予定）年月日 3 解散の理由	1 当該外国証券投資法人の清算報告書若しくはこれに代わる書類（第一項の届出の場合）又は直近の運用状況を記載した書面（第二項の届出の場合） 2 解散の理由を明らかにする書面 3 当該外国証券投資法人の解散に關する第百三十条第三項第一号から第四号に準ずる書面

内閣総理大臣 殿

申請者
商号
代表者の
役職名
電話番号（ ） — 印

証券投資信託委託業の認可申請書

証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の証券投資信託委託業の認可を受けたいので、同法第8条の規定に基づき認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（第2面）

- 1. 証券投資信託委託業者の商号
- 2. 資本の額
- 3. 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

名 称	設 置 年 月 日	所 在 地
本 店	年 月 日	
.....	年 月 日	
.....	年 月 日	
.....	年 月 日	
.....	年 月 日	

（記載上の注意）

外国法人である証券投資信託委託業者にあつては、国内における営業所のうち、その主たる営業所を明示すること。

- 4. 取締役、監査役及び重要な使用人の氏名及び住所

氏 名	役 職 名	代表権 の有無	常勤・ 非常勤	住 所	最終の職歴
-----	-------	------------	------------	-----	-------

(記載上の注意)

1. 外国法人である証券投資信託委託業者にあつては、商法第479条第1項の代表者を明示すること。
2. 「最終の職歴」には、当該証券投資信託委託業者になろうとする法人に従事する以前に従事していた他の法人その他の団体の名称及び最終職歴を記載すること。

別紙様式第2号（第8条第2項関係）

(日本工業規格A4)

信 託 契 約 締 結 計 画 書

(単位：百万円)

		株 式 投 資 信 託			公 社 債 投 資 信 託		
		単位型	追加型	合 計	単位型	追加型	合 計
開 業 年 度	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月						
	計						
一 営 業 年 度	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月						
	計						
二 営 業 年	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月						

度							
	計						
三	年 月～ 年 月						
營	年 月～ 年 月						
業	年 月～ 年 月						
年	年 月～ 年 月						
度	計						

(記載上の注意)

1. 株式投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託をいい、公社債投資信託とは、第4条第2号イに規定する公社債投資信託をいう。また、単位型投資信託とは、元本の追加信託をすることができない証券投資信託をいい、追加型投資信託とは、元本の追加信託をすることができる証券投資信託をいう。
2. 証券投資信託の種類ごとに、その設定しようとする信託元本の額及び追加信託の額を四半期ごとに記載すること。

別紙様式第3号（第9条第1項第4号関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

内閣総理大臣 殿

氏 名 印

誓 約 書

私こと は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第9条第2項第6号ハからヲまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第9条第2項第6号ハからヲ」とあるのは、「第9条第2項第6号イからヲ」とする。

(ふりがな) 氏 名				住 所			
役 職				生年月日	年 月 日 (歳)		
職 歴	期 間			内 容			
	自 年 月 日 至 年 月 日						
賞 罰	期 間			賞 罰 の 内 容			
	年 月 日						
上記のとおり相違ありません。							
年 月 日 氏 名 印							

1. 「職歴」は、証券投資信託委託業、証券業その他の有価証券の運用等に関連する職業に従事していた場合には、その職歴をすべて記載すること。
2. 「賞罰」は、法、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号）若しくは投資顧問業の規制等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
3. 本人自身が署名押印すること。

証券投資信託委託業務に係る収支及び純資産額の見込み

（単位：百万円）

科 目	開 業 年 度		一 営 業 年 度		二 営 業 年 度		三 営 業 年 度	
営 業 収 益								
投資信託委託業に係る収益 (A)								
そ の 他								
営 業 収 益 計								
営 業 費 用		うち投資信託委託業務費用		うち投資信託委託業務費用		うち投資信託委託業務費用		うち投資信託委託業務費用
支 払 手 数 料		()		()		()		()
受益証券発行費		()		()		()		()
委 託 計 算 費		()		()		()		()
事 務 委 託 費		()		()		()		()
人 件 費		()		()		()		()
不動産関係費		()		()		()		()
租 税 公 課		()		()		()		()
通 信 交 通 費		()		()		()		()
調 査 研 究 費		()		()		()		()
広 告 宣 伝 費		()		()		()		()
そ の 他		()		()		()		()
営 業 費 用 計		(^(B))		(^(B))		(^(B))		(^(B))
営 業 損 益		(A-B)		(A-B)		(A-B)		(A-B)
営 業 外 収 益								
受 取 利 息								
有価証券等取引益								
そ の 他								
営 業 外 収 益 計								
営 業 外 費 用								
・・・・・・・・								
営 業 外 費 用 計								
営 業 外 損 益								
経 常 損 益								
特 別 損 益								
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)								
法人税等充当額								
(税引後)当期純利益 (又は当期純損失)								
純 資 産 額								

（注）上記の収支及び純資産額の見込みは、証券投資信託委託業務の開始時期を（ 年 月）として算出した。
（記載上の注意）

他の業務を兼業していない場合は、投資信託委託業務費用の内書きは不要である。

主要な株主又は出資者の名簿

発行済株式の総数及び資本金 又は出資の総額 (a)		株（又は口） 千円	証券投資信託委託 業者との関係
氏名、商号又は名称	保有する株式の数又は出資の金額 (b)	割合 (b/a)	
	株（又は口） 千円	%	
計	株（又は口） 千円	%	

（記載上の注意）

保有する株式の数又は出資の金額の多い順序に従い10名（法人を含む。）について記載すること。

別紙様式第7号（第13条関係）

	30 cm 以上
30 cm 以 上	証券投資信託委託業者認可票 証券投資信託委託業内閣総理大臣認可 認可番号 内閣総理大臣第 号 (証券投資信託委託業者の商号)

（記載上の注意）

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第86条の規定により法第6条の認可を受けたものとみなされる証券投資信託委託業者にあつては、認可番号に代えて、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第86条の規定により法第6条の認可を受けたものとみなされた証券投資信託委託業者である旨を表示すること。

信 託 財 産 運 用 総 括 表

信 託 期 間	信託契約締結日	年 月 日		信 託 契 約 終 了 時 の 状 況	
	信託契約終了日	年 月 日		資 産 総 額	円
区 分	信託契約締結当初	信託契約終了時	差引増減又は追加信託	負 債 総 額	円
				純資産総額	円
受 益 権 口 数				受益権口数	
元 本 額	円	円	円	一口当たり償還金	円
毎 計 算 期 末 の 状 況					
計 算 期	元 本 額	純資産総額	基 準 価 額	一 口 当 たり 分 配 金	
				金 額	分 配 率
第 期	円	円	円	円	%
第 期					
第 期					
第 期					
第 期					
信託期間中一口当たり総収益金及び年平均収益率				円	%

(記載上の注意)

- 一口当たり償還金欄には、信託契約の終了時における基準価額を記載すること。
- 「毎計算期末の状況」は、最終計算期分を除いて記載すること。
- 基準価額欄には、各期末の基準価額を記載すること。
- 「信託期間中一口当たり総収益金」は「毎計算期末の状況」に記載された一口当たり分配金の合計額に、「信託契約終了時の状況」に記載された一口当たり償還金の額を加算した額から一口当たり元本額を控除した金額を記載すること。
なお、当該金額が負の数の場合には、その旨を明示して記載すること。
- 「信託期間中一口当たり年平均収益率」は、次の計算式によって算出した率を記載し、一口当たり総収益金が負の数の場合には、記載することを要しない。
なお、この場合における信託期間は年数によるものとし、一年未満の端数については、日割計算すること。

〔計算式〕

$$\frac{\text{一口当たり総収益金}}{\text{信託期間} \times \text{一口当たり元本額}} \times 100$$

- 統合に係る信託財産については、統合される信託財産ごとに作成すること。この場合における統合時以後の計数は、統合信託財産総額について記載すること。
- マザー信託については、本表の作成を要しない。
- 追加型投資信託については、4及び5の記載は要しない。

信 託 第 期 財 務 諸 表

第1 貸借対照表

年 月 日現在

（単位： ）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
預 金		信 用 売 証 券	
金 銭 信 託		債 券 空 売 証 券	
コ ー ル ・ ロ ー ン		コール・オプション（売）	
抵 当 証 券		プット・オプション（売）	
・・・・・・・・		派 生 商 品 評 価 勘 定	
株 券		借 入 金	
新 株 引 受 権 証 券		前 受 金	
国 債 証 券		未 払 金	
地 方 債 証 券		未 払 株 式 払 込 金	
特 殊 債 券		未 払 収 益 分 配 金	
社 債 券		未 払 解 約 金	
証 券 投 資 信 託 受 益 証 券		未 払 受 託 者 報 酬	
投 資 証 券		未 払 委 託 者 報 酬	
出 資 証 券		未 払 利 息	
マ ザ ー 信 託 受 益 証 券		差入保証金代用有価証券	
・・・・・・・・		差入委託証拠金代用有価証券	
コール・オプション（買）		受 入 担 保 金	
プット・オプション（買）		そ の 他 未 払 費 用	
派 生 商 品 評 価 勘 定		・・・・・・・・	
未 収 入 金		負 債 合 計	
信 用 取 引 預 け 金		純 資 産 の 部	
債 券 空 売 預 け 金		元 本	
未 収 配 当 金		株 価 変 動 準 備 金	

未 収 利 息		価 額 変 動 準 備 金	
未 収 経 過 差 益		剰 余 金 (欠 損 金)	
前 払 費 用			
そ の 他 未 収 収 益		純 資 産 合 計	
差 入 保 証 金			
差 入 委 託 証 拠 金			
受入担保金代用有価証券			
・・・・・・・・			
資 産 合 計		負 債 ・ 純 資 産 合 計	

(記載上の注意)

1. 単位型投資信託については、当該信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額及び元本残存率（期末元本額の設定元本額に対する割合）を注記すること。
2. 追加型投資信託については、当該信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額を注記すること。
3. マザー信託については、当該信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額を注記するとともに、期末元本の内訳として当該マザー信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額を記載すること。
4. 上記に掲げる事項のほか、次の事項を注記すること。なお、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 運用資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
 - (3) 費用・収益の計上基準
 - (4) (1)～(3)のほか、採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。
 - (5) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。
 - (6) 金銭債権について、取立不能の見込額を控除したときは、当該取立不能見込額。ただし、資産の部に記載したときは、この限りでない。
 - (7) 資産が担保に供されている場合には、その旨及び担保権の明細を記載すること。
 - (8) 期末における一口当たりの純資産の額
 - (9) その他信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項
5. 外貨建資産及び外貨建負債については、通貨種類別の内訳を注記すること。
6. 法令等に基づき、又は信託財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書

年 月 日から
年 月 日まで
(単位:)

科 目	金 額
収 益	
受取配当金	
配当株式	
受取利息	
有価証券売買等損益	
派生商品取引等損益	
為替差損益	
経過差益	
その他収益	
.....	
収 益 合 計	
費 用	
募集手数料	
支払利息	
受託者報酬	
委託者報酬	
その他費用	
.....	
費 用 合 計	
当期利益 (損失)	
解約に伴う当期利益 (損失) 分配額	
調整後当期利益 (損失)	
期首剰余金 (欠損金)	
当期追加信託による増減額	
当期解約による増減額	
分配金	

期末剰余金（欠損金）	
------------	--

（記載上の注意）

- 次の事項を注記すること（ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。）。なお、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - 損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。
 - 損益計算書の作成に関する会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。
 - 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合には、当該委託に要する費用を記載すること。
 - その他信託財産の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 法令等に基づき、又は信託財産の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 信託約款で定めた収益金の分配の方針に従い、分配金の額の計算方法について、当期の分配金の額を計算した過程を注記すること。
- 中間貸借対照表及び中間損益計算書の作成に当たっては、損益計算書中「当期利益（損失）」とあるのは「中間利益（損失）」と、「解約に伴う当期利益（損失）分配額」とあるのは「解約に伴う中間利益（損失）分配額」と、「調整後当期利益（損失）」とあるのは「調整後中間利益（損失）」と、「当期追加信託による増減額」とあるのは「中間追加信託による増減額」と、「当期解約による増減額」とあるのは「中間解約による増減額」と、「期末剰余金（欠損金）」とあるのは「中間剰余金（欠損金）」とすること。

第3 有価証券明細表

(1) 株 券

（単位： ）

銘 柄	株 数	前期貸借対照表価額 又は取得価額		評 価 額		評価損益	備 考
		単 価	金 額	単 価	金 額		

合 計							

(2) 株券以外の有価証券

(単位：)

種 類	銘 柄	券面総額	前期貸借対 照表価額又は 取得価額	未 利	収 息	前払経過 利 子	未収経過 差 益	評 価 額	評価損益	備 考
合 計										

(記載上の注意)

1. 有価証券明細表は、先物取引に係る有価証券及び受入担保金代用有価証券を除く。
2. 信託財産が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として証券会社等に差し入れている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株数又は貸付券面額を備考欄等に記載（法第15条第2項第1号に規定する利害関係人等に対して貸し付けている有価証券については、貸付株数又は貸付券面額を（ ）内書で記載すること。）すること。
3. 外貨建有価証券は、次の事項を記載すること。

(1) 通貨の種類ごとに、当該通貨をもって記載するとともに金額欄を小計し、小計金額には邦貨換算額も併せて（ ）書として記載すること。

(2) 通貨の種類ごとに、その銘柄数、組入株式時価比率等及び小計金額の合計金額に対する比率を注記すること。

(3) 合計金額欄は、邦貨額をもって記載し、外国証券の邦貨換算額を（ ）内書すること。

第4 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

(単位：)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価
			う ち 1 年 超	
市 場 取 引	先 物 取 引			
	売 買	建		
	オプション取引	建		
	売	建		
取 引	コ ー	ル		
	プ ッ	ト		
	買	建		
	コ ー	ル		
市	先 渡 取 引			
	売	建		

場	買	建			
取	為替予約取引	建			
引	売	建			
以	買	建			
外	オプション取引	建			
の	売	建			
取	コ	ル			
引	プ	ト			
	買	建			
	コ	ル			
	プ	ト			
	スワップ取引				
	受取変動・支払固定				
	受取固定・支払変動				
	その他の	他			
	合 計				

(記載上の注意)

1. 対象物の種類(株式、債券、通貨及び金利)ごとに作成すること。
2. 「種類」の欄には、取引の種類(先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引)に応じて、それぞれ「有価証券先物取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「有価証券先渡取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「金融先物取引」、「金利先渡取引」、「為替先渡取引」等第17条第4項(同項第1号、第17号及び第18号に掲げる取引を除く。)に規定する有価証券先物取引等及び為替予約取引について、その具体的な取引名(債券先物取引、株価指数先物取引等)を記載すること。
3. 通貨を対象物とする取引については、取引の種類ごとに主要な通貨(契約額のおおむね10%以上を占める通貨)により区分して記載すること。
4. 「契約額等」の欄には、先物取引、オプション取引及び先渡取引については契約額を、スワップ取引については、想定元本額を記載すること。
5. 時価の算定方法を注記すること。

(3) 信託財産保有有価証券の売買等の状況

① 有価証券の売買状況

区 分	売 付		買 付		合 計		備 考
	株 数	金 額	株 数	金 額	株 数	金 額	
株 券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株引受権証券							
国 債 証 券							
地 方 債 証 券							
特 殊 債 券							
社 債 券							
(うち転換社債券)							
(うち新株引受権付社債券)							
そ の 他							
計							
マザー信託受益証券							

② 先物取引等の状況

区 分		売 付	買 付	合 計	備 考
先 物 取 引	株式に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	そ の 他				
オプション取引	株式に係る取引				
	債券に係る取引				
	そ の 他				

(4) 証券投資法人との運用受託契約の状況

区 分	前 期 末		新 規	解 約	契約資産の 期中増減額	運用による 期中増減額	当 期 末	
	契約数	契約資産額	契約数	契約数			契約数	契約資産額
オープン型証券投資法人		百万円			百万円	百万円		百万円
クローズド型証券投資法人								
合 計								

(5) 自ら行った受益証券及び投資証券の募集（募集取扱い）状況

① 受益証券の募集状況

区 分		ファンド数	募 集 人 数	募 集 額 (a)	設 定 額 (b)	比 率 (a/b)
	単位型投資信託		人	百万円	百万円	%
	追加型投資信託					
	株式投資信託計					
	単位型投資信託					
	追加型投資信託					
	公社債投資信託計					
合 計						

② 投資証券の募集取扱い状況

区 分	契 約 数	募集取扱人数	募集取扱額 (a)	資 産 総 額 (b)	比 率 (a/b)
オープン型証券投資法人		人	百万円	百万円	%
クローズド型証券投資法人					
合 計					

(6) 役員及び使用人の状況

役 員			使 用 人	合 計
常 勤	非 常 勤	小 計		
名	名	名	名	名

(7) 株主総会決議事項の要旨

(二) 経 理 の 状 況

(1) 貸 借 対 照 表

年 月 日

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	内 訳	金 額	科 目	内 訳	金 額
流 動 資 産	千円	千円	流 動 負 債	千円	千円
現 金			短期借入金		
預 金			預 り 金		
有価証券			未 払 金		
短期貸付金			未払収益分 配金		
支払委託金			未払償還金		
収益分配金			未払手数料		
償 還 金			その他未払 金		
前 払 金			未 払 費 用		
前払費用			法人税等充 当金		
未収入金			前 受 金		
未収委託者 報酬			前受収益		
未収運用受 託報酬			・ ・ ・ ・ ・		
未収収益					
・ ・ ・ ・ ・					

貸倒引当金		流動負債計		
流動資産計		固 定 負 債		
固 定 資 産		長期借入金		
有形固定資産		退職給与引当金		
建 物		・ ・ ・ ・ ・		
器具備品		固定負債計		
土 地				
・ ・ ・ ・ ・		負債合計		
無形固定資産				
営 業 権		資 本 の 部		
協会基金		科 目	内 訳	金 額
・ ・ ・ ・ ・			千円	千円
投 資 等		資 本 金		
投資有価証券		法 定 準 備 金		
関係会社株式		資本準備金		
出 資 金		利益準備金		
長期貸付金		剰余金（又は欠損金）		
関係会社長期貸付金		任意積立金		
・ ・ ・ ・ ・		×××積立金		
貸倒引当金		・ ・ ・ ・ ・		
固定資産計		当期末処分利益		
繰 延 資 産		（又は当期末処理損失）		
創 立 費		（うち当期純利益（又は当期純損失）		
・ ・ ・ ・ ・				
繰延資産計		資 本 合 計		
資産合計		負債・資本合計		

(2) 損 益 計 算 書

〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

科 目		内 訳	金 額
経 常 損 益 の 損	営 業	営 業 収 益	千円
		委 託 者 報 酬	
		運 用 受 託 報 酬	
		そ の 他 営 業 収 益	
		営 業 費 用	
		支 払 手 数 料	
		広 告 宣 伝 費	
		公 告 費	
		受 益 証 券 発 行 費	
		調 査 費	
		調 査 費	
		委 託 調 査 費	
		委 託 計 算 費	
	営 業 雑 経 費		
	損	通 信 費	
		印 刷 費	
		協 会 費	
		諸 会 費	
		・ ・ ・ ・ ・	
		営 業 費 用 計	
		一 般 管 理 費	
		給 料	
		役 員 報 酬	
		給 料 ・ 手 当	
		賞 与	
		交 際 費	

益 の 部	部	寄 付 金 旅 費 交 通 費 租 税 公 課 不 動 産 賃 借 料 退職給与引当金繰入 貸倒引当金繰入 固定資産減価償却費 諸 経 費 一 般 管 理 費 計			
	営業利益（又は営業損失）				
	営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益 受 取 配 当 金 有 価 証 券 利 息 受 取 利 息 有 価 証 券 売 却 益 有 価 証 券 償 還 益 営 業 外 収 益 計 営 業 外 費 用 支 払 利 息 有 価 証 券 売 却 損 貸 倒 償 却 営 業 外 費 用 計			
		経常利益（又は経常損失）			
		特 別	特 別 利 益 臨 時 利 益		

損 益 の 部	特 別 利 益 計 特 別 損 失 臨 時 損 失 特 別 損 失 計		
税引前当期純利益（又は 税引前当期純損失）			
法 人 税 等 充 当 額			
当期純利益（又は当期純損失） 前期繰越利益（又は前期 繰 越 損 失 ） × × × × 積立金取崩し額 当期未処分利益（又は当期 未 処 理 損 失 ）			

(3) 利 益 金 処 分

年 月 日

摘 要	内 訳	金 額
当期末処分利益（当期末処理損失） × × × 積 立 金 取 崩 し 別 途 積 立 金 取 崩 し 合 計	千円	千円
上記の金額を次のとおり処分します 利 益 準 備 金 配 当 金 役 員 賞 与 金 × × × 積 立 金 別 途 積 立 金 合 計		
次 期 繰 越 利 益		

(4) 損 失 金 処 理

年 月 日

摘 要	内 訳	金 額
当 期 未 処 理 損 失	千円	千円
上記の金額を次のとおり処理します		
× × × 積 立 金 繰 入		
別 途 積 立 金 繰 入		
利 益 準 備 金 繰 入		
資 本 準 備 金 繰 入		
合 計		
次 期 繰 越 損 失		

(記載上の注意)

1. 業務の状況

(1) 当期の業務概況

当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他証券投資信託委託業者に係る重要事項の概要を記載すること。

(2) 信託の設定、解約及び償還の状況

イ 信託元本について、当期中における設定、解約、償還、期中増減及び期末残存元本を記載すること。「マザー信託受益証券」の欄はマザー信託ごとに区分して記載すること。ただし、当該マザー信託とベビーファンドが同時に設定される場合の当該マザー信託については合計額を記載しても差し支えない。

ロ 私募投資信託については、別書きとする。

(3) 信託財産保有有価証券の売買等の状況

イ 証券投資信託委託業者の運用に係るすべての信託財産について、当期中に行われた有価証券の売買並びに有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金融先物取引及び外国の市場において行われるこれらの取引と類似の取引並びに有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引及び有価証券店頭オプション取引の状況を記載すること。

ロ 「有価証券の売買状況」は、有価証券先物取引及び有価証券先渡取引を除いた計数を記載すること。

ハ 「先物取引等の売買状況」中、先物取引の欄には、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金融先物取引（金融オプション取引を除く。）及び外国の市場において行われるこれらの取引と類似の取引並びに有価証券先渡取引及び有価証券店頭指数等先渡取引に係る取引契約額及びオプション取引の欄には、有価証券オプション取引、有価証券店頭オプション取引及び金融オプション取引に係る取引額を記載すること。

(4) 証券投資法人との運用受託契約の状況

イ 証券投資法人との間に締結した契約資産について、前期末残高、当期中における新規、解約、期中増減及び当期末残高を記載すること。

ロ 運用委託契約期間の終了以外の理由により、解約となったものについては、その理由を注記すること。

ハ 私募投資信託については、別書きする。

(5) 自ら行った受益証券及び投資証券の募集（募集取扱い）状況

イ 証券投資信託委託業者が自ら設定する証券投資信託の受益証券の数、募集（私募を含む。）人数及び金額並びに証券投資信託委託業者が自ら運用会社となっている証券投資法人の発行する投資証券の数、募集の取扱い（私募の取扱いを含む。）人数及び金額を記載すること。

ロ 投資証券の募集状況については、証券投資信託委託業者が募集の取扱いをした投資証券に係る投資口の出資総額を記載すること。

ハ 私募投資信託については、別書きとする。

(6) 役員及び使用人の状況

イ 当期末現在における役員及び使用人の状況を記載し、当期中において増減があった場合には、その事情を注記すること。

ロ 外国法人である証券投資信託委託業者にあつては、国内における役員（国内における代表者を含む。）及び使用人について記載することとし、当該証券投資信託委託業者全体の役員について、注記すること。

(7) 株主総会決議事項の要旨

定時及び臨時株主総会開催の年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

2. 経理の状況

経理の状況に係る書類の作成については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第2章から第5章までによるほか、次によるものとする。

(1) 貸借対照表

イ 貸付金等の債権に対する貸倒見積高は、各資産科目に対する控除科目として貸倒引当金の科目をもって一括して記載すること。

ロ 有形固定資産及び無形固定資産については、減価償却額を控除した残額を記載し、減価償却額を各科目ごとに注記すること。

ハ 資産が担保に供されているときは、その旨及び金額を各科目ごとに注記すること。

ニ 授權株式数及び発行済株式総数は、貸借対照表に注記すること。

ホ 株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（昭和38年法務省令第31号）第9条第1項（子会社等に対する金銭債権）、第14条第1項（時価が著しく低い場合の注記）、第18条（償却年数等の変更の注記）、第21条（取締役等に対する金銭債権）、第29条第1項（支配株主等に対する金銭債務）、第31条（取締役等に対する金銭債務）及び第32条（保証債務等）に定める事項を注記すること。

(2) 損益計算書

イ 役員報酬の範囲額を注記すること。

ロ 営業外損益は、通常の営業活動によらずに発生する損益で、特別損益に属さないものを計上すること。

ハ 特別損益は、臨時損益の額を計上すること。

ニ 損益計算書に記載された税引前当期純利益額又は当期純損失額が、法人税法（昭和40年法律第34号）の規定に基づき算定される課税所得金額又は欠損金額と異なる場合には、その差異の内容を記載した明細書を添付すること。

(3) 利益金処分

イ 配当金の内訳欄に一株当たり配当金を記載すること。また、記念配当を行った場合はその旨を注記すること。

証券投資信託及び証券投資法人一覧表

(1) 証券投資信託（ 年 月末）

証券投資 信託名	設 定 年月日	信 託 期 間	当初設定額	純資産総額	有価証 券組入 比率	基 準 価 額	過去1年間の 収益金込み基準 価額の騰落率	設定来年 平均受益 者利回り	備 考
			百万円	百万円	%	円	%	%	

（記載上の注意）

1. 単位型株式投資信託、追加型株式投資信託、単位型公社債投資信託、追加型公社債投資信託及びマザー信託ごとに分けて記載すること。
2. 記載は、設定日の順序で記載すること。
3. 追加型投資信託については、設定来年平均受益者利回りの記載を要しない。
4. 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、備考欄に外部委託先名を付記すること。

(2) 証券投資法人（ 年 月末）

証券投資 法人名	設 立 年月日	存 立 期 間	当初出資額	純 資 産 額	有価証 券組入 比率	1口当 たり純資 産額	過去1年間の 分配金込み払戻 価額の騰落率	設定来年 平均運用 利回り	備 考
			百万円	百万円	%	円	%	%	

（記載上の注意）

1. クローズド・エンド型証券投資法人及びオープン・エンド型証券投資法人に分けて記載すること。
2. 記載は、運用会社となった日の順序で記載すること。なお、証券投資法人の設立の当初からの運用会社でない場合は、その旨を備考欄に付記すること。
3. オープン・エンド型証券投資法人については、設定来年平均運用利回りの記載を要しない。
4. 運用に係る再委託を行っている場合は、備考欄に再委託先名を付記すること。

外部委託の状況表

(1) 証券投資信託（ 年 月末）

外部委託先名	証券投資 信託の数	委託の割合			証券投資 信託の純 資産総額	委託の割合			備 考
		全 部	50% 超	50%以下		全 部	50% 超	50%以下	
	本	本	本	本	百万円	百万円	百万円	百万円	
合 計	()				()				

(記載上の注意)

1. 外部委託先ごとに記載すること。
2. () には、証券投資信託委託業者が設定している証券投資信託の本数を記載すること。
3. 備考欄には、当該外部委託先について、主な委託の内容を記載すること。

(2) 証券投資法人（ 年 月末）

再委託先名	証券投資 法人の数	委託の割合			証券投資 法人の 純資産額	委託の割合			備 考
		全 部	50% 超	50%以下		全 部	50% 超	50%以下	
	法人	法人	法人	法人	百万円	百万円	百万円	百万円	
合 計	()				()				

(記載上の注意)

1. 再委託先ごとに記載すること。
2. () には、証券投資信託委託業者が運用している証券投資法人の総数を記載すること。
2. 備考欄には、当該再委託先について、主な再委託の内容を記載すること。

有価証券明細表

株 式	銘 柄	株 数	取 得 価 額	貸借対照表計上額	摘 要
		千株	千円	千円	
	計				
公 社 債	銘 柄	券 面 総 額	取 得 価 額	貸借対照表計上額	摘 要
		千円	千円	千円	
	計				
そ の 他 の 有 価 証 券	種 類 及 び 銘 柄	—	取 得 価 額 又 は 出 資 総 額	貸借対照表計上額	摘 要
		—	千円	千円	
	計	—			

（記載上の注意）

1. 株式欄、公社債欄及びその他の有価証券欄は、それぞれ流動資産に属するものと、固定資産に属するものとに区分して記載すること。
2. 出資証券は、その他の有価証券欄に記載し、出資口数を摘要欄に記載すること。
3. 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準としたたな卸方法及び評価基準を摘要欄に記載すること。

資産償却の状況表

	取得原価	期 中 増 減		期 中 償 却 額	償 却 額 累 計	期末残高	償 却 累 計 率	償却方法	償却範囲額に対する過不足額	
		増 加 額	減 少 額						償 却 額	累 計
有形固定資産 建 物 備 品 器 具 ・ ・ ・ ・ ・ 無形固定資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		千円	千円

営 業 権 協 会 基 金 ・ ・ ・ ・ ・ 繰 延 資 産 創 立 費 ・ ・ ・ ・ ・										
計										

(記載上の注意)

1. 期中増減欄には、取得原価のうち当期中の増減に係るものを記載することとし、著しい増減については、その事由を注記すること。
2. 償却累計率欄には、償却額累計の取得原価に対する割合を記載すること。
3. 償却方法欄には、証券投資信託委託業者が採用している減価償却の基準（税法と同一基準の場合は、その旨）及び定率法、定額法等の区別を記載すること。
4. 償却範囲額に対する過不足額欄には、当期償却額及び償却額累計について、税法上認められる範囲額に対する過不足額を記載すること。

別紙様式第15号（第45条第2項第5号関係）

(日本工業規格A4)

未払収益分配金及び未払償還金明細表

未払金の区分	信託財産の種類	前 期 末 残 高	期 中 発 生 額	期 中 支 払 額	当 期 末 残 高	摘 要
収 益 分 配 金		千円	千円	千円	千円	
	株 式 投 信	()	()	()	()	
	公 社 債 投 信	()	()	()	()	
	計	()	()	()	()	
償 還 金		()	()	()	()	
	株 式 投 信	()	()	()	()	
	公 社 債 投 信	()	()	()	()	
	計	()	()	()	()	

(記載上の注意)

1. 証券会社及び登録金融機関へ支払を委託している分については、()内書すること。その際、期中発生額欄には、期中に新たに支払を委託した金額を、期中支払額欄には、期中において受益者に支払われた額及び証券投資信託委託業者に返済された額の総額を記載すること。
2. 消滅時効によって支払債務を免れた金額については、期中支払額に含めるものとし、その旨及び当該金額を摘要欄に記載すること。

支 払 委 託 金 明 細 表

会 社 名	収 益 分 配 金	償 還 金	計
	千円	千円	千円
合 計			

（記載上の注意）

支払を委託した証券会社及び登録金融機関ごとに記載すること。

引 当 金 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		当 期 末 残 高	摘 要
			目 的 使 用	そ の 他		
	千円	千円	千円	千円	千円	
計						

（記載上の注意）

1. 区分欄には、減価償却引当金以外の引当金について記載すること。
2. 各引当金について計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を記載すること。
3. 期中減少額欄のうち、目的使用欄には、当該引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩し額を記載することとし、その他欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を摘要欄に記載すること。

証券投資信託業者の株式保有状況表（ 年 月末日現在）

前 期 末 現 在 の 状 況					当 期 中 の 移 動 状 況					当 期 末 現 在 の 状 況				
銘 柄	保 有 株 数	帳 簿 価 額	月 末 評 価 額	年 月 日	買 入 の 別	数 量	単 価	取 引 金 額	取 引 の 理 由	銘 柄	保 有 株 数	帳 簿 価 額	月 末 評 価 額	

常務に従事する取締役の兼職状況報告書
（ 年 月末日現在）

兼職承認を受けた取締役			兼 職 承 認 事 項				
役 職 名 （担当）	代表権 の有無	氏 名	会 社 等 の 称	業 種	役 職 名 （担 当）	代表権 の有無	承 認 年月日

年 月 日

金融監督庁長官 殿

発行者	受益証券発行者名	
	代表者の役職氏名	印
	本店の所在地	
	代理人の氏名又は名称	印
	代理人の住所又は所在地	
	事務連絡者氏名	
	事務連絡場所	
	電話番号（ ）	—

外国証券投資信託に関する届出書

証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第58条第1項の規定により外国証券投資信託に関する事項を届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（第2面）

届出事項

（法第58条第1項第1号から第4号まで及び第51条第2項に掲げる事項）

（記載上の注意）

1. 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の氏名及び役職を記載すること。

2. 代理人の氏名又は名称

国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。

3. 法第60条第1項の規定による命令、又は金融監督庁長官から連絡を受ける者の氏名を記載すること。

4. 法第58条第1項第1号に規定する委託者及び受託者については、名称、資本の額及び事業の内容、業務の概要を記載すること。

年 月 日

財務（支）局長 殿

設立企画人 住 所

氏 名

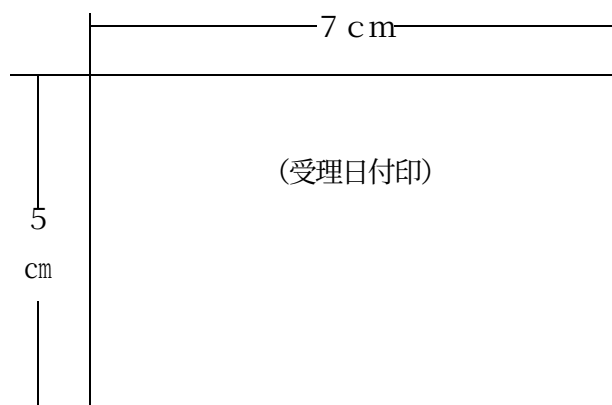
印

〔法人にあっては、商号又は名称及
び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

証 券 投 資 法 人 設 立 届 出 書

証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第69条第1項の規定により証券投資法人の設立について届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。



（第2面）

1. 証券投資法人の商号
 2. 執行役員候補者の氏名及び住所
 3. 設立しようとする証券投資法人の概要
 - (1) オープン・エンド型、クローズド・エンド型の別
 - (2) 設立の際発行する投資口の募集期間
 - (3) 募集又は私募の別
 - (4) 設立の際発行する投資口の発行価額及び口数
 - (5) 設立予定日
 - (6) 投資口の申込みの勧誘を行う者の氏名又は商号
 - (7) 当該証券投資法人の資産運用の概要
 - (8) その他当該証券投資法人の特徴と認められる事項
- （記載上の注意）

オープン・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをするものをいい、クローズド・エンド型とは、投資主の請求により投資口の払戻しをしないものをいう。

（日本工業規格A4）
年 月 日

財務（支）局長 殿

氏 名 印

誓 約 書

私こと は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第96条第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

（記載上の注意）

外国人である場合には、誓約書面中「第96条第2号、第4号及び第5号」とあるのは、「第96条各号」とする。

（日本工業規格A4）

設立企画人及び執行役員の候補者の履歴書

（ふりがな） 氏 名			住 所	
役 職			生年月日	年 月 日 （ 歳）
職	期 間		内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日			
賞 罰	期 間		賞 罰 の 内 容	
	年 月 日			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名 印				

(記載上の注意)

1. 「賞罰」は、法、証券取引法、外国証券業者に関する法律若しくは投資顧問業の規制等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
2. 本人自身が署名押印すること。

別紙様式第24号(第59条第2項第5号関係)

(日本工業規格A4)

主要な株主又は出資者の名簿

発行済株式の総数及び資本金 又は出資の総額 (a)		株(又は口) 千円	設立企画人との関係
氏名、商号又は名称	保有する株式の数又は出資の金額 (b)	割合 (b/a)	
	株(又は口) 千円	%	
計	株(又は口) 千円	%	

(記載上の注意)

保有する株式の数又は出資の金額の多い順序に従い10名(法人を含む。)について記載すること。

年 月 日

財務（支）局長 殿

証明者 住 所
商号又は名称 印
代表者名 印
電話番号（ ） 一

資産運用証明書

当社（元）役員（又は（元）使用人）は、下記のとおり有価証券に対する投資としての運用に係る事務を行ったことを証明します。

記

1. 資産運用の事務の期間
- | | | |
|---|---|-----|
| 年 | 月 | 日から |
| 年 | 月 | 日まで |
2. 資産運用の事務に従事していた期間の所属及び役職名
3. 資産運用の事務の内容

(記載上の注意)

1. 「資産運用の事務の期間」は、当該期間が継続していない場合は、それぞれ従事していた期間ごとに記載すること。
2. 「資産運用の事務の内容」は、有価証券に対する投資としての運用に係る事務の内容を具体的に記載すること。
3. 証明書には、有価証券に対する投資としての運用に係る事務に従事した法人の営業報告書又はこれに代わる書類を添付すること。

財務（支）局長 殿

設立企画人

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、商号又は名称及
び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

証券投資法人の不設立に関する届出書

下記事由により証券投資法人が成立しなかったので、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則第61条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 成立しなかった証券投資法人の商号
2. 証券投資法人設立届出書受理年月日及び受理番号
3. 不成立の事由

証券投資法人 第 期 財務諸表

第 1 貸借対照表

年 月 日現在

（単位： ）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
預 金		コール・オプション（売）	
金 銭 信 託		プット・オプション（売）	
コ ー ル ・ ロ ー ン		派 生 商 品 評 価 勘 定	
抵 当 証 券		借 入 金	
・・・・・・・・		前 受 金	
有 価 証 券		未 払 金	
株 券		前 受 収 益	
新 株 引 受 権 証 券		差 入 保 証 金 代 用 有 価 証 券	
国 債 証 券		差 入 委 託 証 拠 金 代 用 有 価 証 券	
地 方 債 証 券		受 入 担 保 金	
特 殊 債 証 券		未 払 費 用	
社 債 証 券		・・・・・・・・	
証 券 投 資 信 託 受 益 証 券			
投 資 証 券			
・・・・・・・・			
・・・・・・・・			
コール・オプション（買）			
プット・オプション（買）			
派 生 商 品 評 価 勘 定		負 債 合 計	
未 収 入 金		出 資 の 部	
未 収 収 益		出 資 総 額	
前 払 費 用		出 資 剰 余 金	
前 払 金		未 処 分 利 益 又 は 未 処 理 損 失	
差 入 保 証 金		（うち当期利益又は当期損失）	
差 入 委 託 証 拠 金			
受 入 担 保 金 代 用 有 価 証 券			
・・・・・・・・			
動 産 ・ 不 動 産			
・・・・・・・・			
繰 延 資 産		出 資 合 計	
資 産 合 計		負 債 ・ 出 資 合 計	

(記載上の注意)

1. 第84条に規定する事項のほか、次の事項を注記すること。

- (1) 有価証券のうち、第89条第1項に規定する有価証券以外の有価証券については、期末における価額をその種類ごとに、注記すること。この場合においては、その価額の評価方法を併せて記載すること。
- (2) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (3) 動産及び不動産の減価償却累計額。ただし、資産の部に記載したときは、この限りでない。
- (4) 破産債権、更生債権その他これに準ずる債権の額
- (5) 自己投資口及び親法人（法第81条第1項に規定する親法人及び同条第3項の規定により親法人となる証券投資法人をいう。）の投資口の額
- (6) 金銭債権について、取立不能の見込額を控除したときは、当該取立不能見込額。ただし、資産の部に記載したときは、この限りでない。
- (7) 資産が担保に供されているときは、その旨及び担保権の明細。ただし、差入保証金として計上したものについては、この限りでない。
- (8) 重要な係争事件に係る損害賠償債務及びこれに準ずる債務。ただし、負債の部に計上したときは、この限りでない。
- (9) 一口当たりの純資産の額
- (10) 最低純資産額

2. 外貨建資産及び外貨建負債については、通貨種類別の内訳を注記すること。

3. 法令等に基づき、又は法人の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書

年 月 日から
年 月 日まで
(単位:)

科 目	金 額
経常損益の部	
営業損益の部	
営業収益	
受取配当金等	
受取利息	
有価証券売買損益	
有価証券評価損益	
派生商品取引等取引損益	
派生商品取引等評価損益	
為替差損益	
・・・・・・・・	
その他営業収益	
営業費用	
支払利息	
資産運用報酬	
資産保管手数料	
一般事務委託手数料	
・・・・・・・・	
執行役員及び監督役員報酬	
・・・・・・・・	
その他営業費用	
営業利益（損失）	
営業外損益の部	
繰延資産償却費	
・・・・・・・・	
経常利益（損失）	
特別損益の部	
特別利益	
・・・・・・・・	
特別損失	
・・・・・・・・	
税引前当期利益（損失）	

法人税及び住民税	
当期利益（損失）	
前期繰越利益（損失）	
払戻時分配金	
当期末処分利益（未処理損失）	

（記載上の注意）

1. 資産の運用に係る権限の一部を再委託する場合には、当該再委託に要する費用を注記すること。
2. 法令等に基づき、又は証券投資法人の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第3 金銭の分配に係る計算書（案）

（単位： ）

当期末処分利益（未処理損失） 出資剰余金払戻額 出資総額払戻額 計	
分配金 （一口当たり分配額） 出資組入額 次期繰越利益（損失）	（単位： ）
分配金の額の算出方法	

（記載上の注意）

1. 出資剰余金払戻額及び出資総額払戻額は、法第136条第1項に規定する利益を超えて金銭の分配を行った場合に、同条第3項の規定に基づき出資総額又は出資剰余金から控除した額を記載すること。
2. 出資組入額は、法第137条の規定により利益の全部又は一部を出資総額に組み入れた場合に、その組入額を記載すること。
3. 分配金の額の算出方法の欄には、規約で定めた金銭の分配の方針に従い当期の分配金の額を計算した過程を記載すること。

(1) 株券

(单位:)

銘柄	株数	取得価額		評価価額		評価損益	備考
		単価	金額	単価	金額		
合計							

(2) 株券以外の有価証券

(单位:)

[illegible]

(記載上の注意)

1. 有価証券明細表は、先物取引に係る有価証券及び受入担保金代用有価証券を除く。
2. 信託財産が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として証券会社等に差し入れている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株数又は貸付券面額を備考欄等に記載（法第201条第3項第1号に規定する利害関係人等に対して貸し付けている有価証券については、貸付株数又は貸付券面額を（ ）内書で記載すること。）すること。
3. 外貨建有価証券は、次の事項を記載すること。
 - (1) 通貨の種類ごとに当該通貨をもって記載するとともに金額欄を小計し、小計金額には邦貨換算額も併せて（ ）書として記載すること。

- (2) 通貨の種類ごとに、その銘柄数、組入株式時価比率等及び小計金額の合計金額に対する比率を注記すること。
- (3) 合計金額欄は、邦貨額をもって記載し、外国証券の邦貨換算額を（ ）内書すること。

第5 信用取引契約残高明細表

(単位： 、)

銘柄	信用取引				備考
	売建株数	帳簿価額	評価額	評価損益	

第6 特定取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

(単位：)

区分	種類	契約額等		時価
			うち1年超	
市場取引	先物取引			
	売	建		
	買	建		
	オプション取引			
	売	建		
	コップ	ルト		
市場取引以外	買	建		
	コップ	ルト		
	買	建		
	コップ	ルト		
	オプション取引			
	売	建		
市場取引以外	先渡取引			
	売	建		
	買	建		
	為替予約取引			
	売	建		
	買	建		
市場取引以外	オプション取引			
	売	建		
	コップ	ルト		
	買	建		
	コップ	ルト		
	スワップ取引			
市場取引以外	受取変動・支払固定			
	受取固定・支払変動			
	その他の			
	合計			

(記載上の注意)

1. 対象物の種類(株式、債券、通貨及び金利)ごとに作成すること。
2. 「種類」の欄には、取引の種類(先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引)に応じて、それぞれ「有価証券先物取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「有価証券先渡取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「金融先物取引」、「金利先渡取引」、「為替先渡取引」等第90条第1項に規定する特定取引(同項第1号及び第2号に掲げる取引を除く。)及び為替予約取引について、その具体的な取引名(債券先物取引、株価指数先物取引等)を記載すること。
3. 通貨を対象物とする取引については、取引の種類ごとに主要な通貨(契約額のおおむね10%以上を占める通貨)により区分して記載すること。
4. 「契約額等」の欄には、先物取引、オプション取引及び先渡取引については契約額を、スワップ取引については、想定元本額を記載すること。
5. 時価の算定方法を注記すること。

第7 創業費の償却の状況表

(単位:)

	取得価額	期首残高	当償却額	期末残高
創業費 設立企画人報酬				
計				

第8 出資総額増減明細表及び出資剰余金増減明細表

(単位:)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
出資総額 出資剰余金					
合計					

第9 執行役員及び監督役員に支払った報酬額の明細表

(単位:)

区分	支給人員	支給額	摘要
執行役員	年 月から 年 月まで 名		
監督役員	年 月から		

	年 月まで	名		
計	年 月から 年 月まで	名		

(記載上の注意)

1. 規約の規定又は投資主総会の決議で定められた執行役員及び監督役員の報酬限度額を、それぞれ区別して摘要欄に記載すること。
2. 報酬に退職慰労金がある場合は、その旨を注記すること。
3. 無報酬の執行役員及び監督役員が在任している場合、又は執行役員及び監督役員に増員や退任がある場合には、その旨を注記すること。

第10 運用会社の利害関係人等との取引及び支払手数料等の状況表

(1) 利害関係人等との取引状況

年 月 日から

年 月 日まで

(単位：)

区 分	売 買 金 額 等					
	買 付 額 等 A	うち利害関係人 等との取引額 B	$\frac{B}{A}$	売 付 額 等 C	うち利害関係人 等との取引額 D	$\frac{D}{C}$
株 券						
新 株 引 受 権 証 券						
公 社 債						
転 換 社 債						
新株引受権付社債						
そ の 他 有 価 証 券						
株 式 先 物 取 引						
株式オプション取引						
債 券 先 物 取 引						
債券オプション取引						
そ の 他 先 物 取 引						
その他オプション取引						
預 金						
譲 渡 性 預 金 証 書						

金 銭 信 託						
そ の 他						

(2) 利害関係人等への支払手数料等

年 月 日から

年 月 日まで

(単位:)

区 分	支 払 手 数 料 総 額 A	うち利害関係人への支払額 B	B/A
売 買 委 託 手 数 料			%
・ ・ ・ ・ ・			%

(記載上の注意)

1. 「利害関係人等」とは、運用会社の法第201条第3項第1号に規定する利害関係人等をいう。
2. 利害関係人等との取引は、利害関係人等への委託発注を含む。
3. 利害関係人等との取引状況
 - (1) 株式、新株引受権証券、公社債及びその他有価証券は、当期中における当該有価証券の売買総額を記載すること。ただし、公社債及びその他有価証券については、既経過利子相当額を除くこと。
 - (2) 先物取引、オプション取引（それぞれ外国市場で行われる類似の取引を含む。）及び先渡取引、先物取引及び先渡取引については、当該計算期間中における取引契約金額の総額を、オプション取引については、取引総額を記載すること。
 - (3) 有価証券指数等先物取引及び有価証券指数等先渡取引は、その対象とする有価証券の種類に応じ、株式先物取引、債券先物取引に含めて記載すること。
 - (4) 選択権付売買は、オプション取引に含めて記載すること。
 - (5) その他先物取引及びその他オプション取引には、株式、債券に係る先物取引又はオプション取引以外の取引を記載すること。
 - (6) その他の欄には、当該計算期間中におけるコール・ローン及び割付手形の取引総額を記載すること。
 - (7) コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金、金銭信託、コール・ローン及び割付手形については、当該取引等のうち買付日又は売付日の翌日に転売又は買戻しにより決済される取引等を除いて記載すること。
 - (8) 外貨建資産に係る邦貨換算額を（ ）外書として記載すること。

監 査 報 告 書	
年 月 日	
殿	
事務所名	
公認会計士 (氏 名) 印	
1. 監査の方法の概要	
2. 監査の結果	
3. 利害関係	

（記載上の注意）

1. 記載すべき事項ごとに監査の方法及び結果を正確に示すよう明りょうに記載すること。
2. 監査の方法の概要は、監査の信頼性を正確に判断することができるように記載すること。
3. 決算期（法第155条第1項の書類に係る監査の場合においては、当該書類の作成時をいう。以下同じ。）後に生じた事実で証券投資法人の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものにつき、資産運用報告書に記載があるときはその旨、執行役員又は清算執行人から報告があったときはその事実を記載すること。
4. 資産運用報告書及び附属明細書の監査の方法の概要及び結果は、会計に関する部分として監査の対象にした事項を示して記載すること。
5. 資産運用報告書及び附属明細書の会計に関する部分のうちに、決算期後に生じた事実に関する事項その他の監査のために必要な調査をすることができなかった事項があるときは、その事項を示すこと。
6. 会計監査人が監査法人である場合は、監査法人の代表者がその資格を記載して署名押印するとともに、その職務を行った社員も署名押印すること。

別紙様式第 29 号（第 94 条関係）

財 産 目 録
（ 年 月 日）

（単位： ）

科 目	内 容	金 額
（資産の部） 預金 金銭信託 コール・ローン 抵当証券 有価証券 株券 新株引受権証券 国債証券 地方債証券 特殊債券 社債券 証券投資信託受益証券 投資証券 オプション（買） 派生商品評価勘定 未収入金 差入保証金 差入委託証拠金 受入担保金代用有価証券 動産・不動産その他の資産		
合 計		
（負債の部） オプション（売） 派生商品評価勘定 借入金 未払金		

. 差入保証金代用有価証券 差入委託証拠金代用有価証券 受入担保金		
合 計		
差 引 純 資 産		

(記載上の注意)

1. 有価証券については、種類ごとに銘柄別の金額を記載するとともに、株券についてはその表示する株式の種類及び数、債券については券面額、その他の有価証券についてはこれらに準ずる内容を記載すること。
2. その他の科目についても、主要な種類に分けてその内容及び金額を記載すること。
なお、各科目の内訳の記載については、別表又は別紙によっても差し支えない。
3. 計上すべき金額がない科目については、記載を省略することができる。

別紙様式第30号(第94条関係)

貸 借 対 照 表

(年 月 日)

(単位:)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
預 金		コール・オプション(売)	
金 銭 信 託		プット・オプション(売)	
コ ー ル ・ ロ ー ン		派 生 商 品 評 価 勘 定	
抵 当 証 券		借 入 金	
.		未 払 金	
有 価 証 券			
株 券		差入保証金代用有価証券	
新 株 引 受 権 証 券		差入委託証拠金代用有価証券	
国 債 証 券		受 入 担 保 金	
地 方 債 証 券			
特 殊 債 券			
社 債 券			
証券投資信託受益証券			
投 資 証 券			
.			

コール・オプション（買）			
プット・オプション（買）		負債合計	
派生商品評価勘定		出資の部	
未収入金		出資総額	
差入保証金		出資剰余金	
差入委託証拠金		未処分利益又は未処理欠損金	
受入担保金代用有価証券			
・・・・・・・・		出資合計	
動産・不動産			
・・・・・・・・			
資産合計		負債・出資合計	

（記載上の注意）

1. 資産は処分見積価格により計上し、それぞれその算定根拠を注記すること。
2. 法令等に基づき、又は法人の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
3. 計上すべき金額がない科目については、記載をしないことができる。

別紙様式第31号（第95条関係）

決 算 報 告 書
（ 年 月 日）

項 目	金 額
A 清算貸借対照表資産総額	円
B 清算貸借対照表負債総額	
C 清算貸借対照表純資産総額（A－B）	
D 資産処分等収益	
E 資産処分等費用	
F 残余財産総額（C＋D－E）	
G 発行済投資口の総口数	口
H 一口当たり分配額（F／G）	

（記載上の注意）

1. 清算貸借対照表とは、法第155条第1項の規定により作成した貸借対照表をいう。
2. 資産処分等収益及び資産処分等費用の内訳については、それぞれ明細表を添付するか、欄外に注記すること。

財務（支）局長 殿

申請者 住 所

商 号

執行役員名

印

電話番号（ ） —

証券投資法人登録申請書

証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第187条の規定により証券投資法人の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（第2・3面）

*登録番号	財務（支）局長 第 号（ 年 月 日）
-------	---------------------

（記載上の注意）

「*登録番号」には、記載しないこと。

1. 証券投資法人設立届出書受理年月日及び受理番号

受理年月日	年 月 日	受理番号	財務（支）局長 第 号
-------	-------	------	-------------

2. 規約記載事項

(1)目的			
(2)商号 (ふりがな)			
(3)投資主の請求による 投資口の払戻しの有無	有 (オープン・エンド型)	無 (クローズド・エンド型)	
(4)発行する投資口の総口数	口		

(5)常時保持する最低純資産額		円
(6)資産運用の対象及び方針		
(7)資 産 評 価 の 基 準		
(8)金 銭 の 分 配 の 方 針		
(9)決 算 期		
(10)本 店 所 在 地		(郵便番号 —) 電話番号 () —
(11)役員等の報酬 額又は支払 基準	執 行 役 員	
	監 督 役 員	
	会計監査人	
(12)運用会社に対する報酬額 又は支払基準		

(記載上の注意)

1. 「商号」は、証券投資法人登記簿上の商号を記載すること。
2. 「投資主の請求による投資口の払戻しの有無」は、該当するものに○印を付けること。
3. 「本店所在地」は、証券投資法人登記簿上の本店の所在地を記載すること。
4. 2・3面に記載しきれないときは、適宜紙面を追加をすること。

(第4面)

3. 執行役員、監督役員及び会計監査人

(1) 執行役員及び監督役員

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

(2) 会計監査人

(ふ り が な) 氏 名 又 は 監 査 法 人 名	住 所

(記載上の注意)

1. 「役職名」には、「執行役員」又は「監督役員」の別を記載すること。
2. 執行役員、監督役員及び会計監査人について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第5面)

4. 運用会社

(ふ り が な) 運 用 会 社 名	住 所

5. 運用会社と締結した資産運用に係る委託契約の概要

6. 資産保管会社

(ふりがな) 資 産 保 管 会 社 名	住 所

(第6面)

7. 証券投資法人の存立時期又は解散事由

(1)存立時期	年 月 日まで (年間)
(2)解散事由	

8. 証券投資法人成立年月日

成立年月日	年 月 日
-------	-------

9. 証券投資法人成立時の状況

(1)出 資 総 額	円
(2)投資口の総口数	口
(3)投 資 主 数	人

(第7面)

10. 払込取扱機関

(ふ り が な) 払 込 取 扱 機 関 名	住 所

11. 一般事務受託者

(ふ り が な) 一 般 事 務 受 託 者 名	法第111条各号に 規定する事務の別	住 所	沿 革
	事務		

(記載上の注意)

一般事務受託者について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

12. 一般事務受託者と締結した事務の委託契約の概要

(記載上の注意)

複数の一般事務受託者との間で、事務の委託契約を締結しているときは、それぞれの契約ごとに記載すること。

(第8面)

13. 執行役員又は監督役員の兼職状況

区 分	氏 名	兼職する他の法人の 商号又は名称	役職名	兼職する他の法人の業務又は事業の 種類
執行役員				

監督役員				

(記載上の注意)

1. 各人ごと、かつ、兼職先ごとに区分して記載すること。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。
3. 「業務又は事業の種類」は、日本標準産業分類細分類により記載すること。

14. 主 要 な 投 資 主

設立時に発行した投資口の 総口数 (a)		口		住 所
氏名、商号又は名称	保有する投資口の口数(b)	割合 (b/a)		
	口	%		
計	口	%		

15. 創立総会の開催状況

(1) 創立総会の開催日

(2) 創立総会の開催の理由

(記載上の注意)

創立総会を開催した場合について、記載すること。

別紙様式第33号（第100条第6号関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

氏 名 印

誓 約 書

私こと は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第96条第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第96条第2号、第4号及び第5号」とあるのは、「第96条各号」とする。

別紙様式第34号（第100条第7号関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

氏 名 印

誓約書

私ことは、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第96条第2号、第4号及び第5号、第101条第2号から第5号まで並びに証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則第77条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第96条第2号、第4号及び第5号」とあるのは、「第96条各号」とする。

別紙様式第35号 (第100条第8号関係)

(日本工業規格A 4)

執行役員及び監督役員並びに設立企画人の履歴書

(ふりがな) 氏 名		住 所	
役 職		生年月日	年 月 日 (歳)
職 歴	期 間	内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰	期 間	賞 罰 の 内 容	
	年 月 日		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名 印			

(記載上の注意)

1. 「賞罰」は、法、証券取引法、外国証券業者に関する法律若しくは投資顧問業の規制等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
2. 本人自身が署名押印すること。

別紙様式第36号（第101条第2項関係）

（日本工業規格A4）

文 書 番 号
年 月 日

（商 号）

（執行役員の氏名） 殿

財務（支）局長

印

登 録 済 通 知 書

年 月 日付で申請のあった
とおり登録したので通知する。

証券投資法人の登録については、下記の

記

1. 登 録 番 号 財務（支）局長 第 号

2. 登録年月日 年 月 日

別紙様式第37号（第103条関係）

（日本工業規格A4）

文 書 番 号
年 月 日

（商 号）

（執行役員の氏名） 殿

財務（支）局長

印

登 録 拒 否 通 知 書

年 月 日付で申請のあった
由により拒否したので通知する。

証券投資法人の登録については、下記理

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融監督庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができる。

記

拒否理由

（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第190条第1項該当）

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号

住 所

商 号

執行役員名 印

電話番号（ ） —

証券投資法人登録事項変更届出書

下記事項について変更しましたので、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第191条第1項の規定により届け出します。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

変 更 年 月 日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 後	変 更 前

（記載上の注意）

1. 「変更に係る事項」は、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。
 なお、第1面に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、第1面の次に添付すること。
2. 第2面以降は、届出をする証券投資法人登録簿の当該変更に係る事項を記載した頁に替えるべきものとして作成すること。

別紙様式第39号（第104条第3項及び第105条第3項関係）

（日本工業規格A4）

文 書 番 号
年 月 日

（商 号）

（執行役員の氏名） 殿

財務（支）局長

印

登 録 変 更 済 通 知 書

年 月 日付で届出のあった 証券投資法人に係る登録事項の変更につ
いては、 年 月 日付で証券投資法人登録簿に登録したので通知する。

別紙様式第40号（第106条関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 住 所

氏 名

電話番号（ ） —

印

証 券 投 資 法 人 解 散 届 出 書

下記の事由に該当することとなりましたので、法192条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 解散した証券投資法人の商号
2. 登録番号及び登録年月日
3. 該当事由発生年月日
4. 該 当 事 由
5. 届出者と証券投資法人との関係

（記載上の注意）

「該当事由」は、法第192条第1項各号に掲げる事項のうち、該当する事由を記載すること。

第 期

年 月 日から

年 月 日まで

営業報告書

財務(支)局長 殿

年 月 日提出

登録番号 財務(支)局長 第 号

商 号 印

所在地

執行役員名 印

業 務 の 状 況

当期の業務概況

証券投資法人の純資産の状況

前期末残高	追 加 出 資		出 資 の 払 戻 し		運 用 増 減	当期末残高
	出資口数	出資金額	払戻口数	払戻金額		
千円	口	千円	口	千円	千円	千円

保有有価証券の売買等の状況
有価証券の売買状況

区 分	売 付		買 付		合 計		備 考
	株 数	金 額	株 数	金 額	株 数	金 額	
株 券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株引受権証券							
国 債 証 券							
地 方 債 証 券							
特 殊 債 証 券							

社 債 券						
(うち転換社債券)						
(うち新株引受権付社債券)						
そ の 他						
計						

先物取引等の状況

区 分		売 付	買 付	合 計	備 考
先 物 取 引	株式に係る取引	百万円	百万円	百万円	
	債券に係る取引				
	そ の 他				
オプション取引	株式に係る取引				
	債券に係る取引				
	そ の 他				

執行役員及び監督役員の状況

執 行 役 員		監 督 役 員		合 計
名		名		名
執行役員の異動状況		監督役員の異動状況		
前任者名		前任者名		
新任者名		新任者名		

(記載上の注意)

「執行役員の異動状況」及び「監督役員の異動状況」は、当期中に異動があった者を記載すること。

投資主総会決議事項の要旨

(記載上の注意)

1. 当期中に、投資主総会の開催がない場合は、「該当なし」とする。
2. 「投資主総会決議事項の要旨」は、すべての決議事項の要旨を記載すること。

財務（支）局長 殿

登録番号 財務（支）局長 第 号
商 号
所 在 地
執行役員名 印

証券投資法人の純資産状況表（ 年 月末現在）

1. 純資産増減状況

前 期 末 残 高		追 加 出 資		出 資 の 払 戻 し		運用増減	当 期 末 残 高	
投資口数	出資金額	出資口数	出資金額	払戻口数	払戻金額		投資口数	出資金額
口	百万円	口	百万円	口	百万円	百万円	口	百万円

2. 運用会社別運用資産額

	当 期 末 運 用 資 産 額
証券投資信託委託業者	百万円
認可投資顧問業者	百万円
そ の 他 の 法 人	百万円

3. オープン・エンド型又はクローズド・エンド型の別

4. 公募又は私募の別

（記載上の注意）

1. 運用会社別運用資産額の項目中、「その他の法人」とは、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第199条第3号に該当する運用会社をいう。
2. 「オープン・エンド型」とは、投資主の請求により投資口の払戻しをするものをいい、「クローズド・エンド型」とは、投資主の請求により投資口の払戻しをしないものをいう。
3. 「公募」とは、証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいい、「私募」とは同項に規定する有価証券の私募をいう。

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
住 所
商 号
執行役員名 印
電話番号() —

証券投資法人臨時報告書

証券投資法人の純資産の額が、基準純資産額を下回るおそれがあるので、下記事項について、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第215条第1項の規定により届け出ます。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

証券投資法人の純資産の状況

(単位:)

前期末残高	追 加 出 資		出 資 の 払 戻 し		運 用 増 減	__年__月__日
	出資口数	出資金額	払戻口数	払戻金額		現 在 残 高

[参考] 証券投資法人の最低純資産額 証券投資法人の基準純資産額

年 月 日

金融監督庁長官 殿

発行者	法 人 名	
	代表者の役職氏名	印
	本店の所在地	
	代理人の氏名又は名称	印
	代理人の住所又は所在地	
	事務連絡者氏名	
	事務連絡場所	
	電 話 番 号（ ）	—

外国証券投資法人に関する届出書

証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第220条第1項の規定により外国証券投資法人に関する事項を届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（第2面）

届出事項

（法第220条第1項第1号から第6号まで及び第130条第2項に規定する事項）

（記載上の注意）

1. 代表者の役職氏名
当該届出について、正当な権限を有する者の氏名及び役職を記載すること。
2. 代理人の氏名又は名称
国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。
3. 法第223条第1項の規定による命令、又は金融監督庁長官から連絡を受ける者の氏名を記載すること。
4. 法第220条第1項第3号に規定する資産の管理及び運用に関する事項のうち、運用会社に相当する者又は資産保管会社に相当する者については、名称、資本の額及び事業の内容並びに業務の概要を記載すること。